

# R2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮 1

## 北教室棟トイレ改修工事建築

図 面 リ ス ト			
図番	図 面 名	図番	図 面 名
	表紙、図面リスト	E-01	電気工事特記仕様書
特-01	特記仕様書(1)	E-02	電気工事 1階平面図 電灯設備図 (改修前・改修後)
特-02	特記仕様書(2)	E-03	電気工事 2~4階平面図 電灯設備図 (改修前・改修後)
特-03	特記仕様書(3)		
特-04	特記仕様書(4)		
A-01	付近見取図、配置図		
A-02	1階 仕上表、平面図、建具配置図、天井伏図		
A-03	2-4階 仕上表、平面図、建具配置図、天井伏図		
A-04	1-4階 平面詳細図		
A-05	断面詳細図-1		
A-06	断面詳細図-2		
A-07	西側トイレ 展開図(改修前)		
A-08	西側トイレ 展開図(改修後)(1)		
A-09	西側トイレ 展開図(改修後)(2)		
A-10	建具表		
A-11	部分詳細図		
A-12	トイレブース詳細図(参考図)		
A-13	体育館ブリッジ平面図 展開図 天井伏図		

課 長	副課長	課長補佐	係 長	課 員	担 当





項目	特記事項
	<p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>
⑮ デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>

## 2章 改修仮設工事

項目	特記事項
① 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
② ベンチマーク	◎監督員の指示により決定する。
③ 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎内部足場(一般部)(種類:脚立足場、仕様: 枚布、D= cm)</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:ブルーシート、ベニヤ等)</p> <p>◎仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。 工事区画は、間仕切りにて区画を行い、鍵付き木製扉を取り付けること</p>
④ 養生	

項目	特記事項
⑤ 監督員事務所	<p>◎監督員事務所は(設ける(面積=㎡程度)・設けない)</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他</p>
⑥ 工事用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p>
⑦ 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>

## 3章 躯体工事(1) (地業工事)

項目	特記事項								
1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砕石</td> <td>土間スラブ下</td> <td>100</td> <td>0~40mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砕石	土間スラブ下	100	0~40mm
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲						
切込砕石	土間スラブ下	100	0~40mm						

## 3章 躯体工事(2) (鉄筋工事)

項目	特記事項																
① 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A SD345</td> <td>D16以下 D19以上D25以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上D25以下	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上D25以下														
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—														
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：															
② 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																
③ 鉄筋の継手及び定着	<p>◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサー等は、型枠、捨てコンに接する部分に防錆処理を行ったものとする。</p>																
④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。																
⑧ 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																
⑨ あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)	<p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎施工確認試験を行う(行わない)。確認強度(引張耐力の2/3) 試験方法は標仕14.1.3(エ)による。</p> <p>◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・接着系アンカー)とする。</p>																

## 3章 躯体工事(5) (コンクリート工事)

項目	特記事項																								
① 一般事項	<p>◎コンクリートの種別 ・I類(JIS A 5308への適合を承認されたコンクリート) ・II類(JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 Fn(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td>2、3</td> <td>土間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.31による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(ホ・B・中)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.51による。</p> <p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)とする。</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(モキス・できない)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.41による。</p> <p>◎試練りは(行わず・行わない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通コンクリート	21	21+S	15	無		2、3	土間								
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																		
普通コンクリート	21	21+S	15	無		2、3	土間																		
② コンクリートの仕上がり	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																								
③ 普通コンクリート	◎レディミクストコンクリート工場の指定																								
④ レディミクストコンクリート工場の指定																									

## 4章 内装改修工事

項目	特記事項														
① 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修 ○既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>欠陥部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	ビニール床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面		下地の状況	下地処理方法	備考欄	欠陥部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修
種類	撤去工法	撤去範囲	備考												
ビニール床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面													
下地の状況	下地処理方法	備考欄													
欠陥部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修													

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 宮 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟トイレ改修工事 建築	●図面番号 特-03	 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級 0947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		●図面名 特記仕様書(3)	●縮尺 NON	

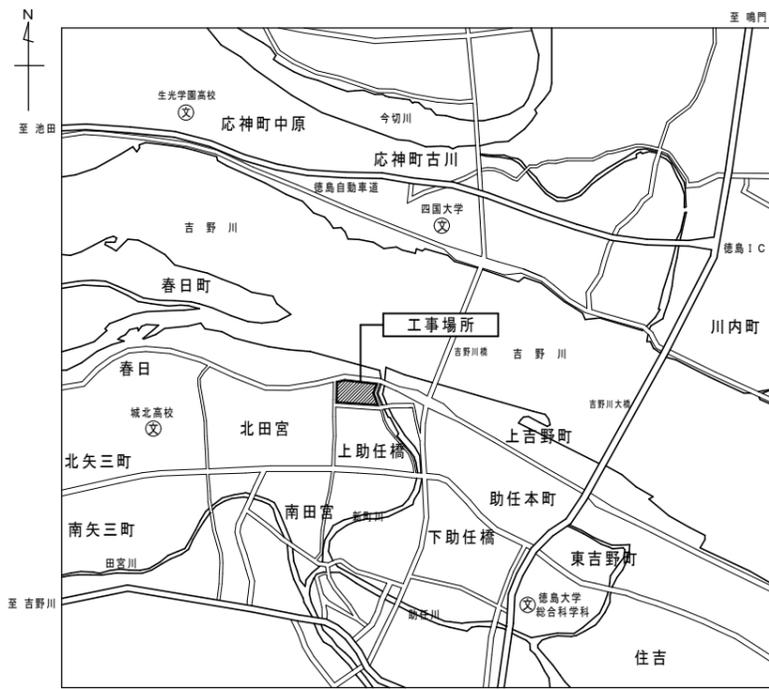
項目	特記事項																																																							
② 壁改修	<p>○コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照</p> <p>○間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を（行う・行わない）</p> <table border="1"> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>油圧クラッシャー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td>トイレ間仕切り</td> </tr> <tr> <td>ハンドブレード使用</td> <td>トイレ間仕切り</td> </tr> <tr> <td>アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td>1F～3階 トイレ</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>4階 トイレ</td> </tr> </table> <p>・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</p>	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシャー使用		ダイヤモンドカッター使用	トイレ間仕切り	ハンドブレード使用	トイレ間仕切り	アグレッシブウォータージェット使用		撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面	1F～3階 トイレ	ボード面まで	4階 トイレ																																							
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																							
油圧クラッシャー使用																																																								
ダイヤモンドカッター使用	トイレ間仕切り																																																							
ハンドブレード使用	トイレ間仕切り																																																							
アグレッシブウォータージェット使用																																																								
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																							
天井下地を含む全面	1F～3階 トイレ																																																							
ボード面まで	4階 トイレ																																																							
③ 軽量鉄骨壁下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナーの種類は、（ 65型 ）とし、改標仕6.7.1による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（改標仕6.7.4(5)による ）</p>																																																							
④ 軽量鉄骨天井下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕6.6.1による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(a)(3)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p> <p>◎屋外の野縁受・吊りボルト及びインサート・野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、吊りボルトの間隔が900mmを超える場合、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふとところが1.5m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p>																																																							
⑤ ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>種類・種類</th> <th>色柄</th> <th>厚さ</th> <th colspan="2">幅 木</th> <th>接着剤</th> <th>施工箇所</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>FS(抗菌)</td> <td></td> <td>t2.0</td> <td>材質</td> <td>厚さ 高さ</td> <td>エポキシ樹脂系</td> <td>前室、トイレ</td> <td>消臭・抗菌・防汚 溶接工法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床材立上</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木		接着剤	施工箇所	備 考	ビニル床シート	FS(抗菌)		t2.0	材質	厚さ 高さ	エポキシ樹脂系	前室、トイレ	消臭・抗菌・防汚 溶接工法					床材立上	100																															
材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木		接着剤	施工箇所	備 考																																																
ビニル床シート	FS(抗菌)		t2.0	材質	厚さ 高さ	エポキシ樹脂系	前室、トイレ	消臭・抗菌・防汚 溶接工法																																																
				床材立上	100																																																			
⑥ せつこうボードその他 ボード及び合板張り	<table border="1"> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>シーリングせつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>12.5</td> <td></td> <td>ビス</td> <td>LGS</td> <td>下地張り</td> </tr> <tr> <td>化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td></td> <td>ビス</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フロン不燃化粧板貼り</td> <td>壁</td> <td>目透し シーリング</td> <td>3.0</td> <td></td> <td>接着剤</td> <td>シーリング せつこうボード 出隅70mm以内</td> <td>抗菌タイプ</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁</td> <td>目透し シーリング</td> <td>6.0</td> <td></td> <td>接着剤</td> <td>シーリング せつこうボード</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎合板 パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>床張り物下地</td> <td>金こて</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>床嵩上げ(7作-メッシュ入)</td> </tr> <tr> <td>その他壁下地</td> <td>金こて</td> <td>-</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考	シーリングせつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5		ビス	LGS	下地張り	化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5		ビス	LGS		フロン不燃化粧板貼り	壁	目透し シーリング	3.0		接着剤	シーリング せつこうボード 出隅70mm以内	抗菌タイプ	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁	目透し シーリング	6.0		接着剤	シーリング せつこうボード		施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考	床張り物下地	金こて	-	無	床嵩上げ(7作-メッシュ入)	その他壁下地	金こて	-	無	
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考																																																	
シーリングせつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5		ビス	LGS	下地張り																																																	
化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5		ビス	LGS																																																		
フロン不燃化粧板貼り	壁	目透し シーリング	3.0		接着剤	シーリング せつこうボード 出隅70mm以内	抗菌タイプ																																																	
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁	目透し シーリング	6.0		接着剤	シーリング せつこうボード																																																		
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考																																																				
床張り物下地	金こて	-	無	床嵩上げ(7作-メッシュ入)																																																				
その他壁下地	金こて	-	無																																																					
⑦ モルタル塗り	<p>◎モルタルは（現場調合材料 ・既配合材料）とする。</p> <p>◎目地の位置及び寸法は図示による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p>																																																							
⑧ トイレブース	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="2">脚部</th> <th colspan="2">ドアエッジ</th> </tr> <tr> <th>形状</th> <th>材質</th> <th>形状</th> <th>材質</th> </tr> <tr> <td>メラミン樹脂化粧板</td> <td>スリット幅木</td> <td></td> <td>Rエッジ</td> <td>アルミ</td> </tr> </table> <p>◎ 製作所：評価名簿による。</p> <p>◎ トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	表面材の種類	脚部		ドアエッジ		形状	材質	形状	材質	メラミン樹脂化粧板	スリット幅木		Rエッジ	アルミ																																									
表面材の種類	脚部		ドアエッジ																																																					
	形状	材質	形状	材質																																																				
メラミン樹脂化粧板	スリット幅木		Rエッジ	アルミ																																																				
⑨ 鏡	<p>◎ 防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。</p>																																																							

8章 塗装改修工事

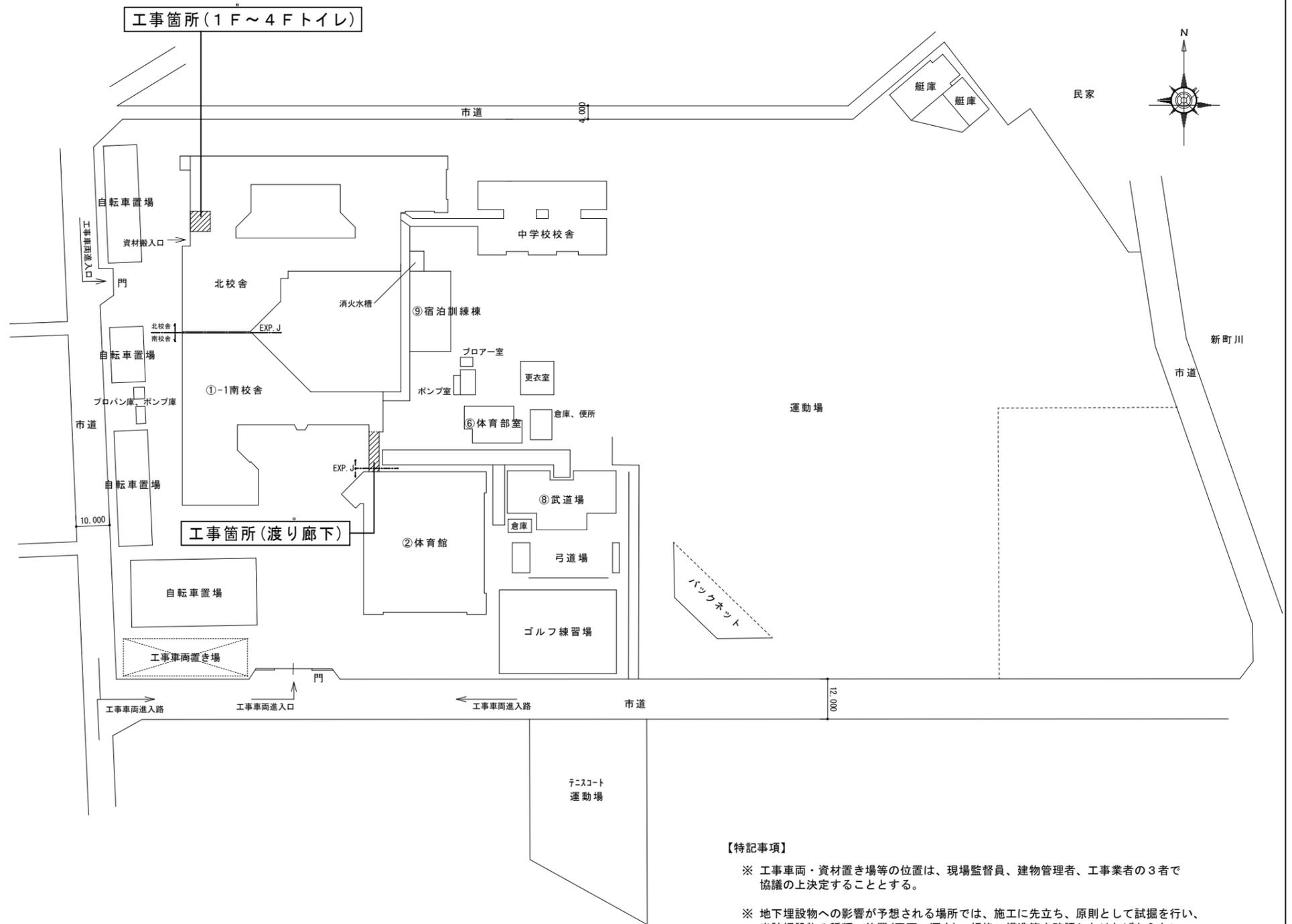
項目	特記事項																																							
① 一般事項	<p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td>木部(塗替)</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> <td></td> <td>額縁</td> </tr> </table>	区分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	木部(塗替)		B種	RB種			額縁																					
区分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																																		
	屋外	屋内		屋外	屋内																																			
木部(塗替)		B種	RB種			額縁																																		
② 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)																																								
③ つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td>珪藻面(新規)</td> <td></td> <td></td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>ポド面(新規)</td> <td></td> <td></td> <td>B種</td> <td>A種</td> <td></td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>木部(新規)</td> <td></td> <td></td> <td>B種</td> <td>A種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>珪藻面(塗替)</td> <td></td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> <td>壁(前室)</td> </tr> </table>	区分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	珪藻面(新規)			B種			壁	ポド面(新規)			B種	A種		壁	木部(新規)			B種	A種			珪藻面(塗替)			B種	RB種		壁(前室)
区分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																																		
	屋外	屋内		屋外	屋内																																			
珪藻面(新規)			B種			壁																																		
ポド面(新規)			B種	A種		壁																																		
木部(新規)			B種	A種																																				
珪藻面(塗替)			B種	RB種		壁(前室)																																		

10章 環境配慮(グリーン)改修工事

項目	特記事項															
1. アスベスト含有建材の処理工事																
① 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存の石綿含有建材の分析結果は（ ） ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・行わない）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>															
4. アスベスト含有成形板の除去	<p>◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類： 、仕様 枚布、D= cm、シート種類： ) 仮囲い高さ：H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類： 、仕様 枚布、D= cm) 養生種別( )</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は切断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>各階</td> <td>男子トイレ、前室</td> <td>各1</td> <td>t=6 フレキシブル板</td> <td>計 61.7 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>各階</td> <td>女子トイレ、前室</td> <td>各1</td> <td>t=6 フレキシブル板</td> <td>計 55.5 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	各階	男子トイレ、前室	各1	t=6 フレキシブル板	計 61.7 m <sup>2</sup>	各階	女子トイレ、前室	各1	t=6 フレキシブル板	計 55.5 m <sup>2</sup>
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積												
各階	男子トイレ、前室	各1	t=6 フレキシブル板	計 61.7 m <sup>2</sup>												
各階	女子トイレ、前室	各1	t=6 フレキシブル板	計 55.5 m <sup>2</sup>												



附近見取図



配置図 S=1/1000

【特記事項】

- ※ 工事車両・資材置き場等の位置は、現場監督員、建物管理者、工事業者の3者で協議の上決定することとする。
- ※ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- ※ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

徳島県土木整備部管轄課

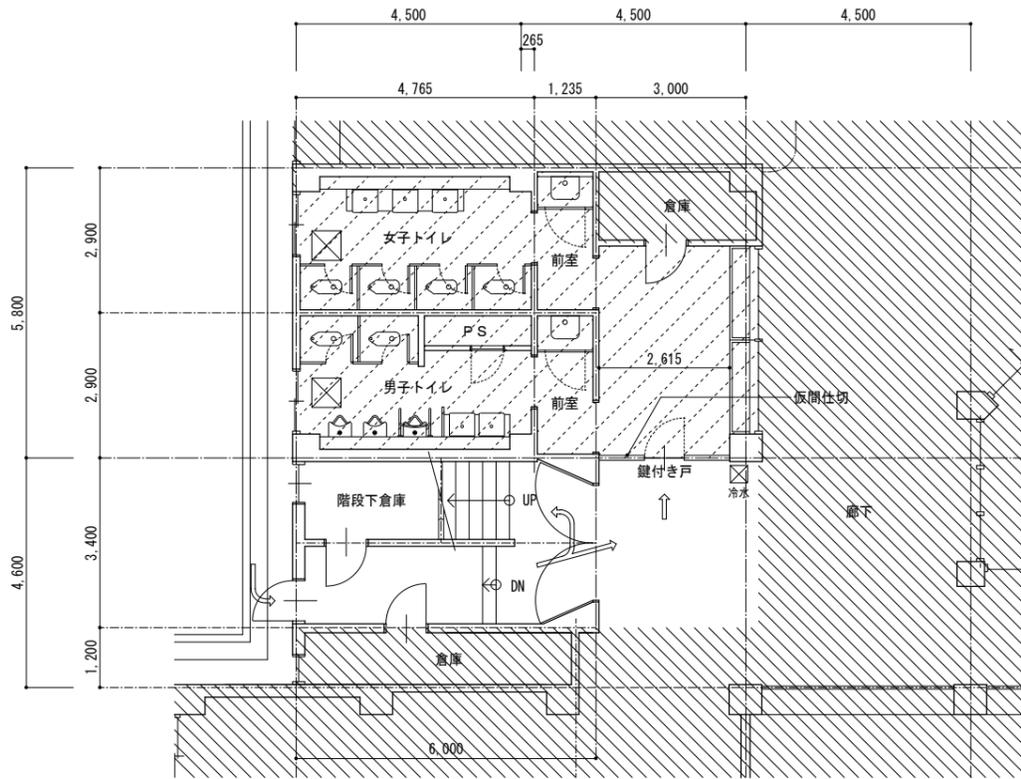
●工事名 R2 宮崎 城ノ内高等学校 徳・北田宮1  
北教室棟トイレ改修工事建築  
●図面名 付近見取図・配置図

●図面番号 A-01  
●縮尺 A2=1/1000  
A3=71%

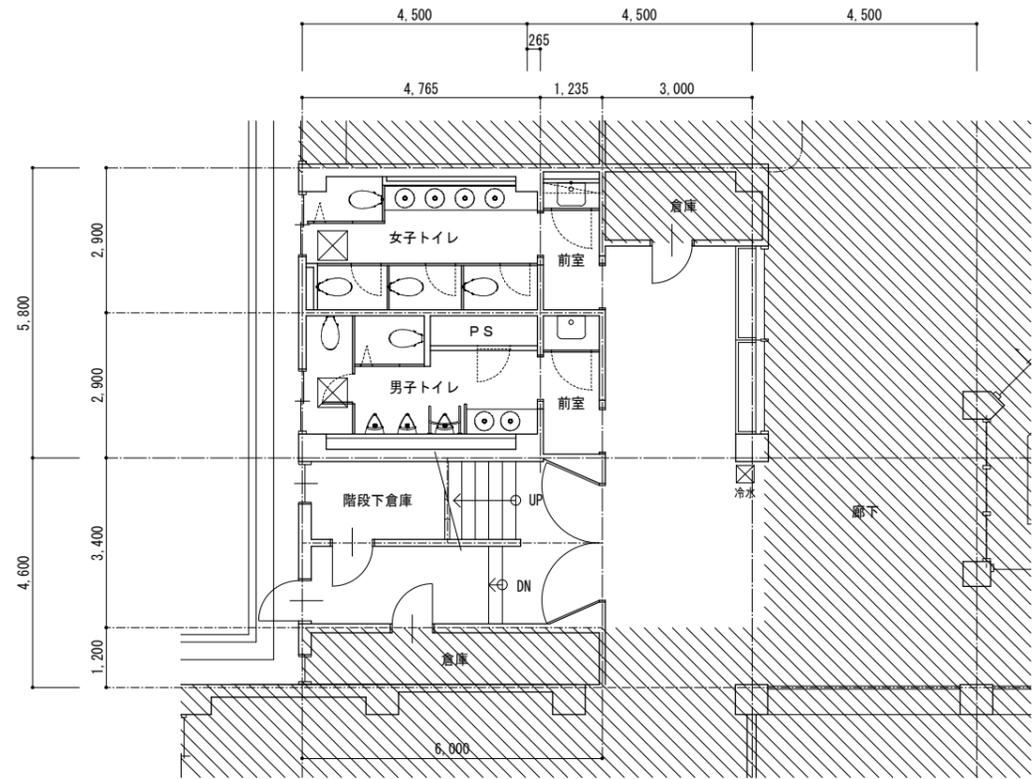
株式会社 宮建築設計  
MIYAYA 会社  
管理建築士 1級00947号 宮本 博  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)

1階内部仕上表

室名	区分	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
男子トイレ 女子トイレ	現況	モルタル下地 磁器質タイル張り (既存のまま)		モルタル下地 陶器質100角タイル張り (下地共撤去)	モルタル下地 EP塗 (下地共撤去)	LGS下地 t=4 フレキシブル板 AEP塗 (下地共撤去)	SUS三方枠・トリアース (撤去)、床下点検口 (撤去)
	改修	既存面下地処理 t=40 モルタル嵩上げ金コシ直押え ビニル床シート貼り (抗菌) (新設)	ソト巾木 H100 (撤去)	t=12.5 シージング石膏ボード (GL工法) 下地 防火不燃化粧板貼り t=3 (新設) LGS t=12.5 シージング石膏ボード 下地 防火不燃化粧板貼り t=3 (新設)	同 左	LGS下地 t=9.5 化粧せっこうボード トラバーチン模様 (新設)	SUS三方枠・トリアース (新設)、アース内物置き棚 (新設) 床下点検口 (新設)、天井点検口 (新設)、壁点検口 (新設・男子のみ)
前室	現況	モルタル下地 長尺塩ビシート貼り (撤去)	ソト巾木 H100 (撤去)	モルタル下地 EP塗	モルタル下地 EP塗	LGS下地 t=4 フレキシブル板 AEP塗 (下地共撤去)	トリアース・棚・掃除具掛け (撤去)
	改修	既存面下地処理 ビニル床シート貼り (抗菌) (新設) 土間新設	ソト巾木 H100 (新設)	既存面下地調整 EP-G塗替え SK部分 (一部): LGS下地 t=12.5 シージング石膏ボードの上 ケル板目透し張り EP-G塗 (新設)	既存面下地調整 EP-G塗替え SK部分 (一部): LGS下地 t=12.5 シージング石膏ボードの上 ケル板目透し張り EP-G塗 (新設)	LGS下地 t=9.5 化粧せっこうボード トラバーチン模様 (新設)	トリアース・棚・掃除具掛け (新設)



現況 1階平面図 S=1/100

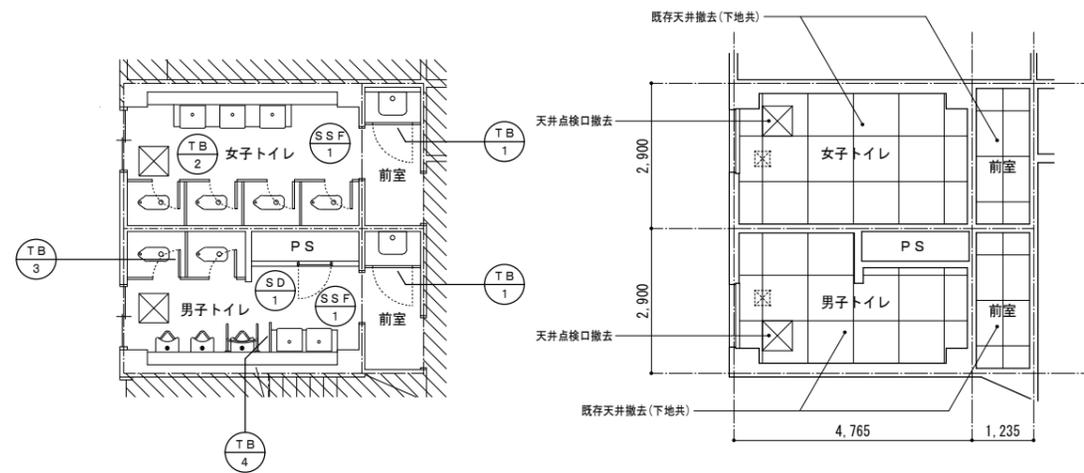


改修後 1階平面図 S=1/100

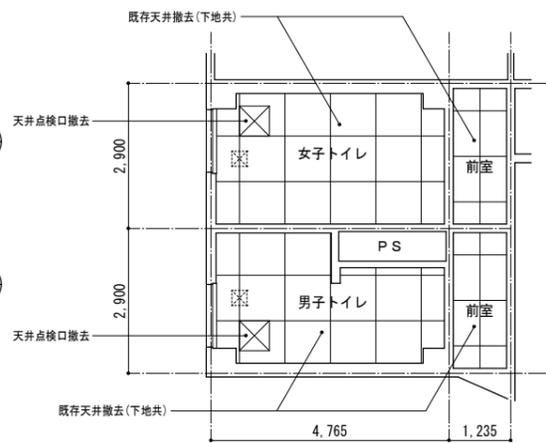
【凡例・特記事項】

- 工事範囲外
- 工事中養生範囲

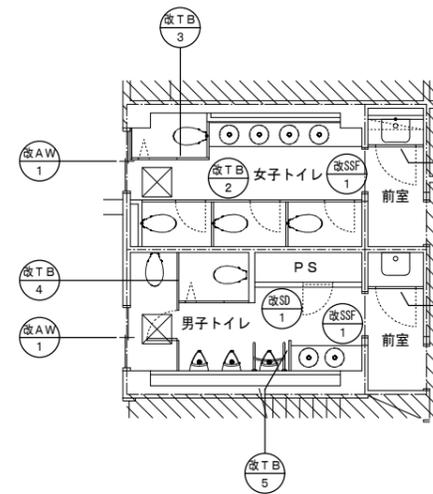
仮間仕切: LGS下地 B種  
CH=2550、片開戸 W800×H2000



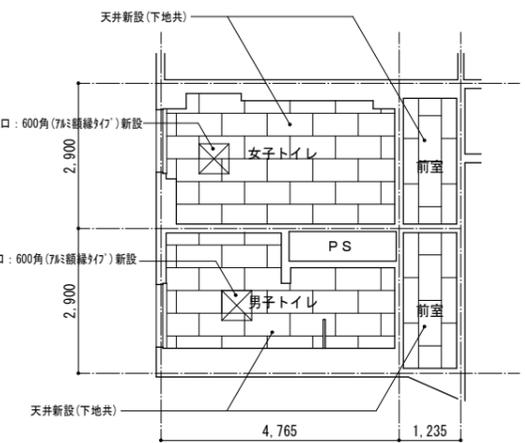
現況 1階建具配置図 S=1/100



現況 1階天井図 S=1/100



改修後 1階建具配置図 S=1/100

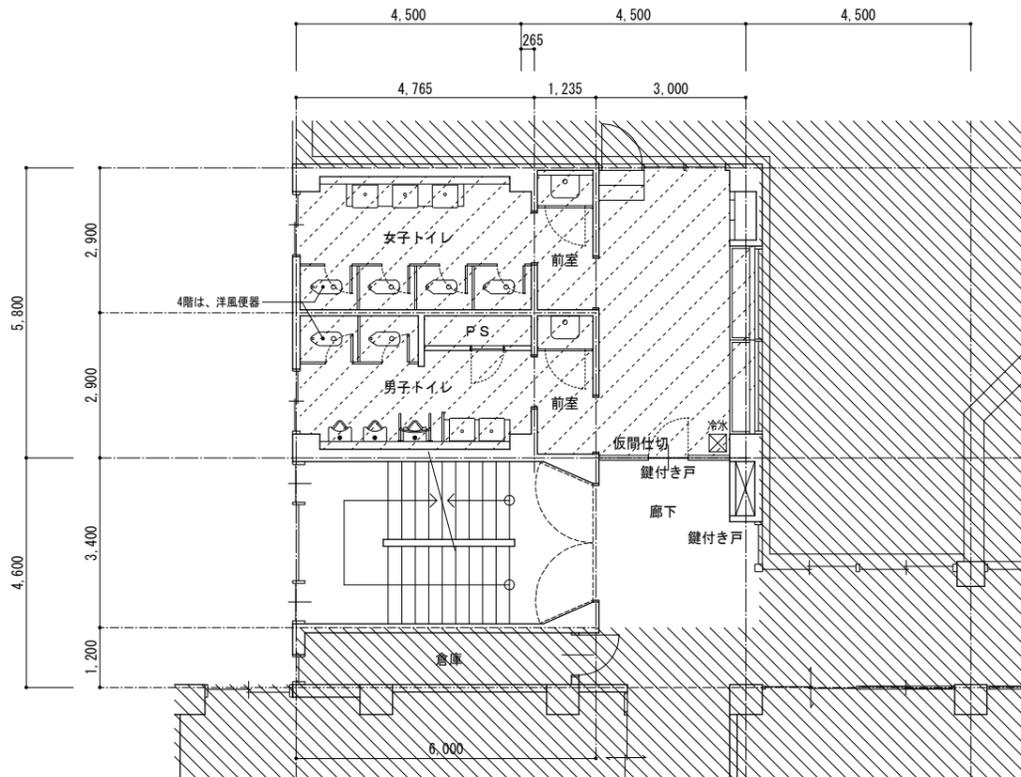


改修後 1階天井図 S=1/100

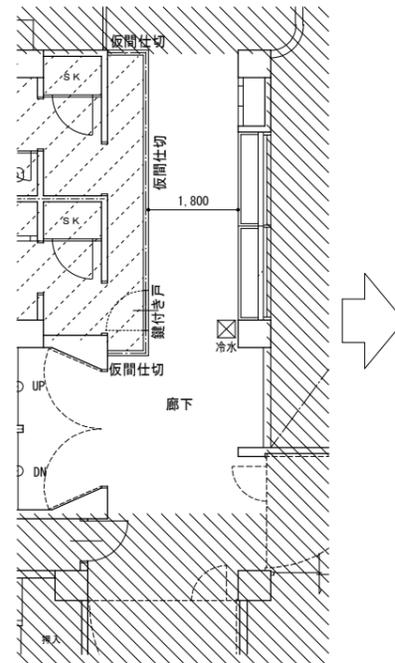
※天井点検口の位置は、打合せ後、施工図作成により決定すること

2-4階内部仕上表

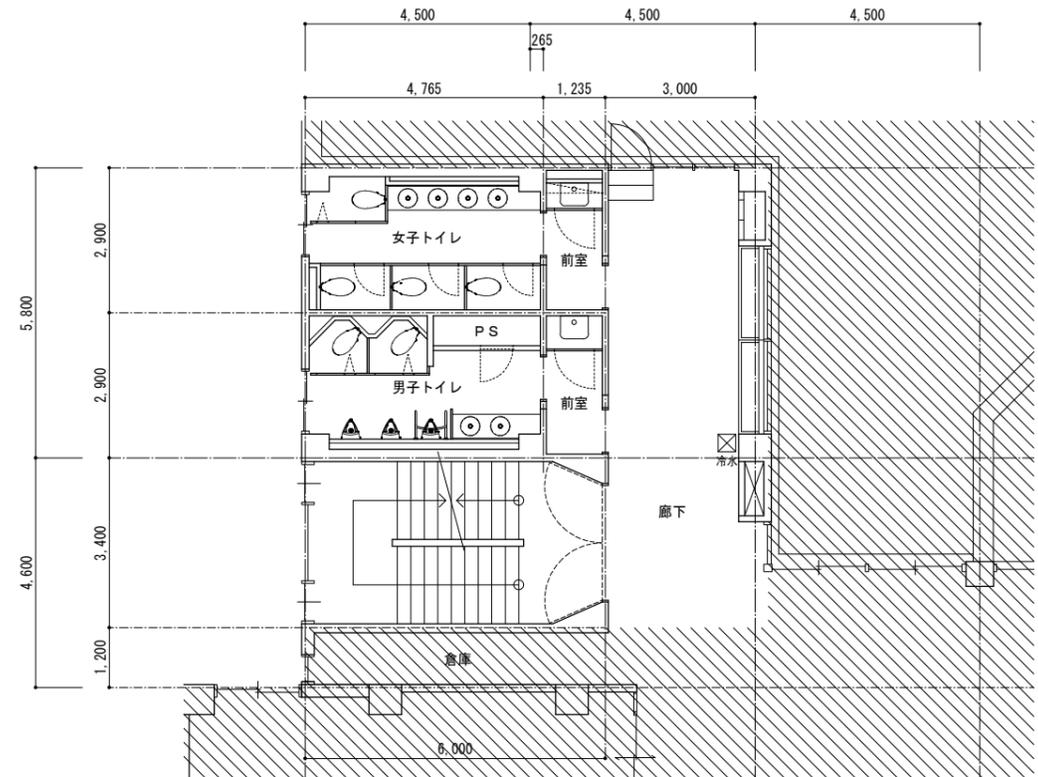
室名	区分	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
男子トイレ 女子トイレ	現況	モルタル下地 磁器質タイル張り(そのまま)		モルタル下地 陶器質100角タイル張り(下地共撤去)	モルタル下地 EP塗(下地共撤去)	LGS下地 t=4 フレキシブル板 AEP塗(下地共撤去)	SUS三方枠・トイレース(撤去)
	改修	既存面下地処理 t=40 モルタル高上げ金コシ直挿え ビニル床シート貼り(抗菌)(新設)	ソト巾木 H100(新設)	t=12.5 シージング石膏ボード(GL工法)下地 防火不燃化粧板貼り t=3(新設) LGS t=12.5 シージング石膏ボード下地 防火不燃化粧板貼り t=3(新設)	同左	LGS下地 t=9.5 化粧せっこうボード トラバーチン模様(新設)	SUS三方枠・トイレース(新設)、ブース内物置き棚(新設) 天井点検口(新設)、壁点検口(新設・男子のみ)
前室	現況	モルタル下地 長尺塩ビシート貼り(シート剥し)	ソト巾木 H100(撤去)	モルタル下地 EP塗(そのまま)	モルタル下地 EP塗	LGS下地 t=4 フレキシブル板 AEP塗(下地共撤去)	トイレース・棚・掃除具掛け(撤去)
	改修	既存面下地処理 ビニル床シート貼り(抗菌)(新設)	ソト巾木 H100(新設)	既存面下地調整 EP-G塗替え SK部分(一部): LGS下地 t=12.5 シージング石膏ボードの上 ケイカル板目透し張り EP-G塗(新設)	既存面下地調整 EP-G塗替え SK部分(一部): LGS下地 t=12.5 シージング石膏ボードの上 ケイカル板目透し張り EP-G塗(新設)	LGS下地 t=9.5 化粧せっこうボード トラバーチン模様(新設)	トイレース・棚・掃除具掛け(新設)



3.4階平面図



2階平面図

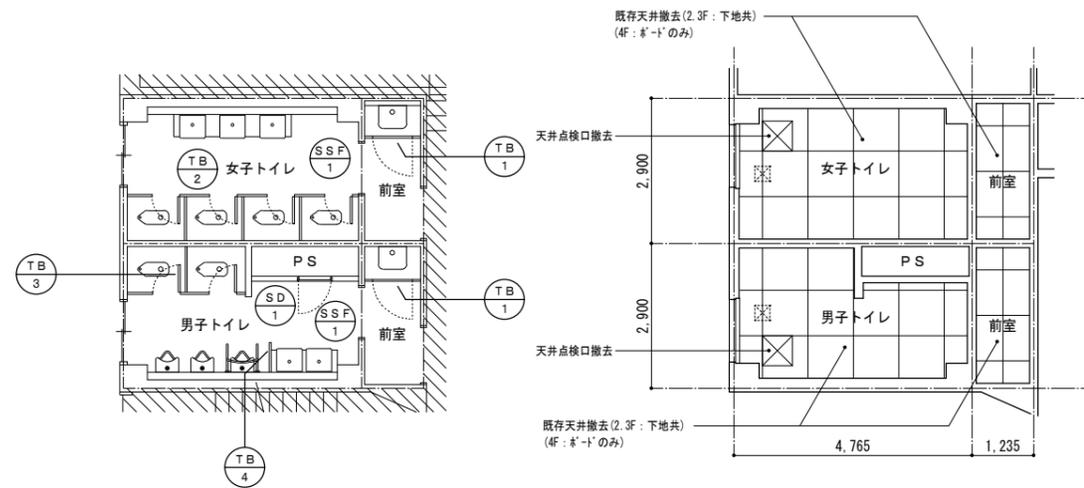


改修後 2-4階平面図 S=1/100

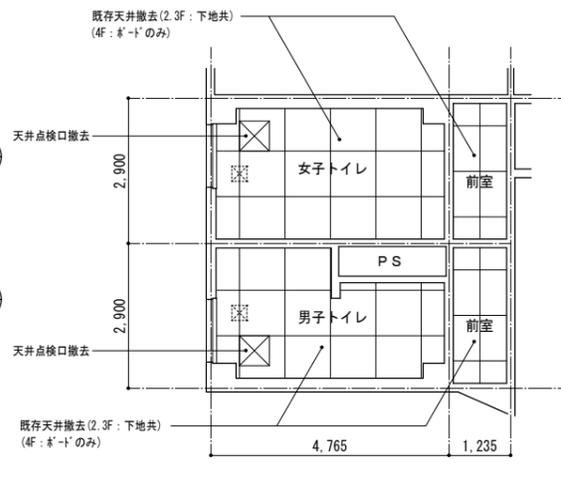
現況 2-4階平面図 S=1/100

【凡例・特記事項】

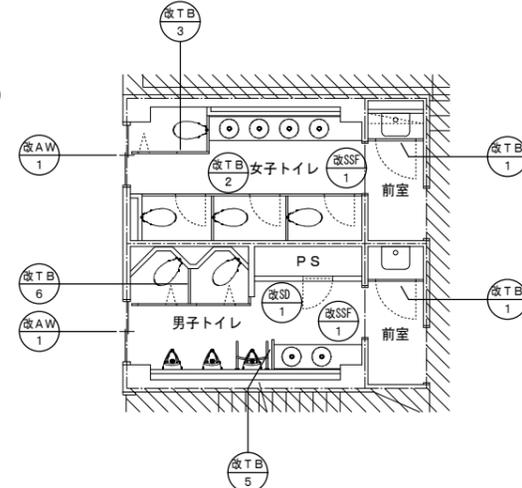
- 工事範囲外
- 工事中養生範囲
- 仮間仕切: LGS下地 B種 CH=2550、開口部 W1000×H2000



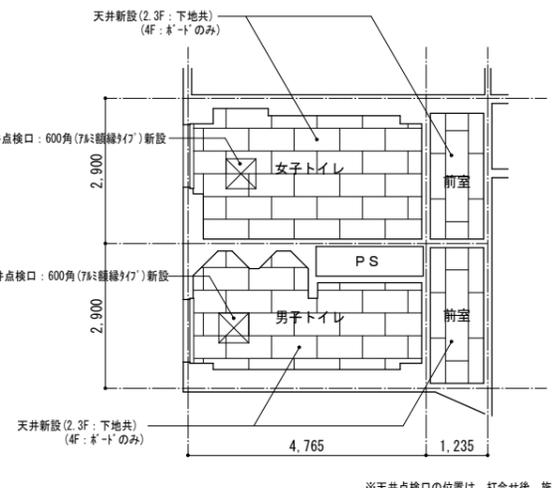
現況 2-4階建具配置図 S=1/100



現況 2-4階天井図 S=1/100

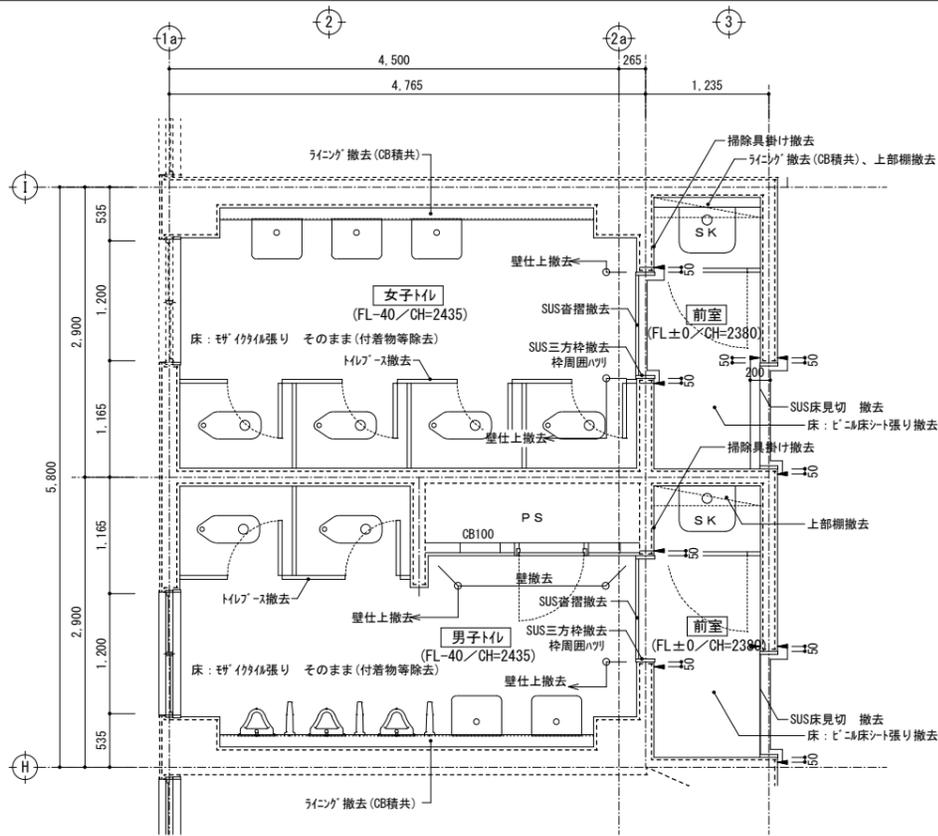


改修後 2-4階建具配置図 S=1/100

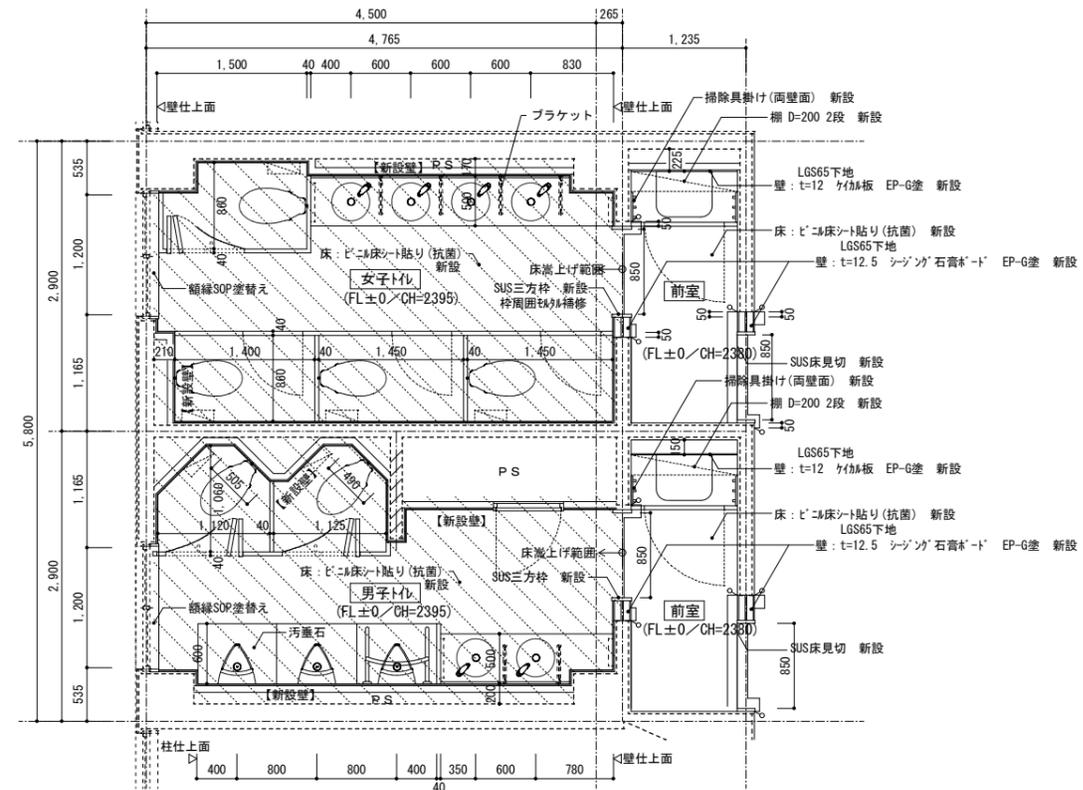


改修後 2-4階天井図 S=1/100

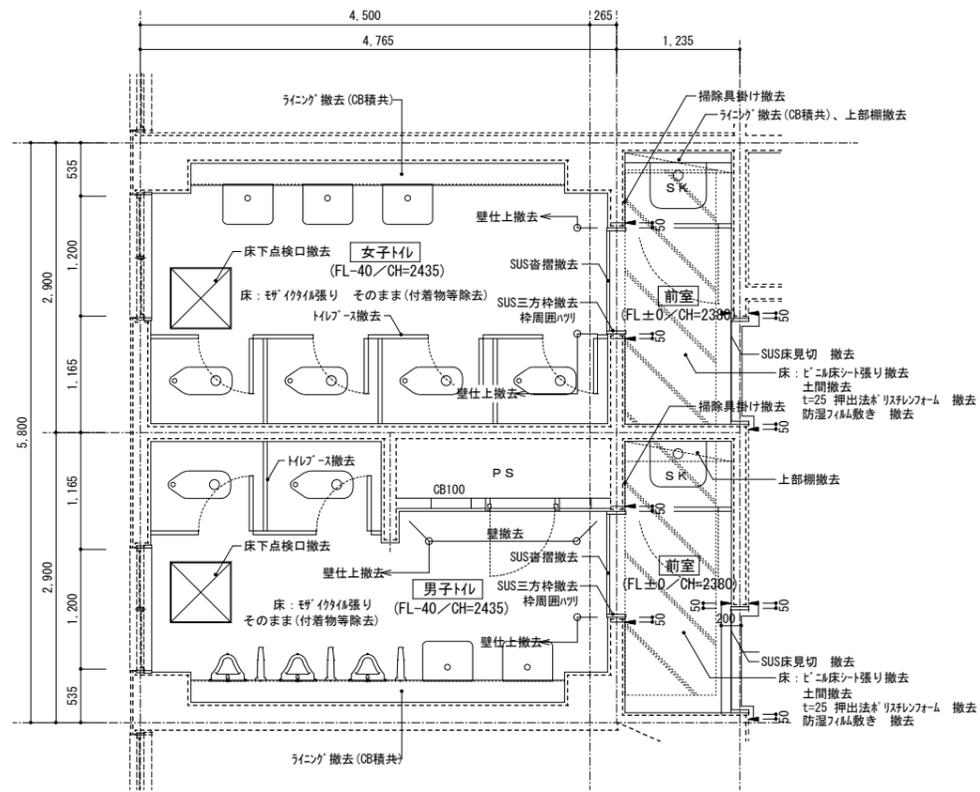
※天井点検口の位置は、打合せ後、施工図作成により決定すること



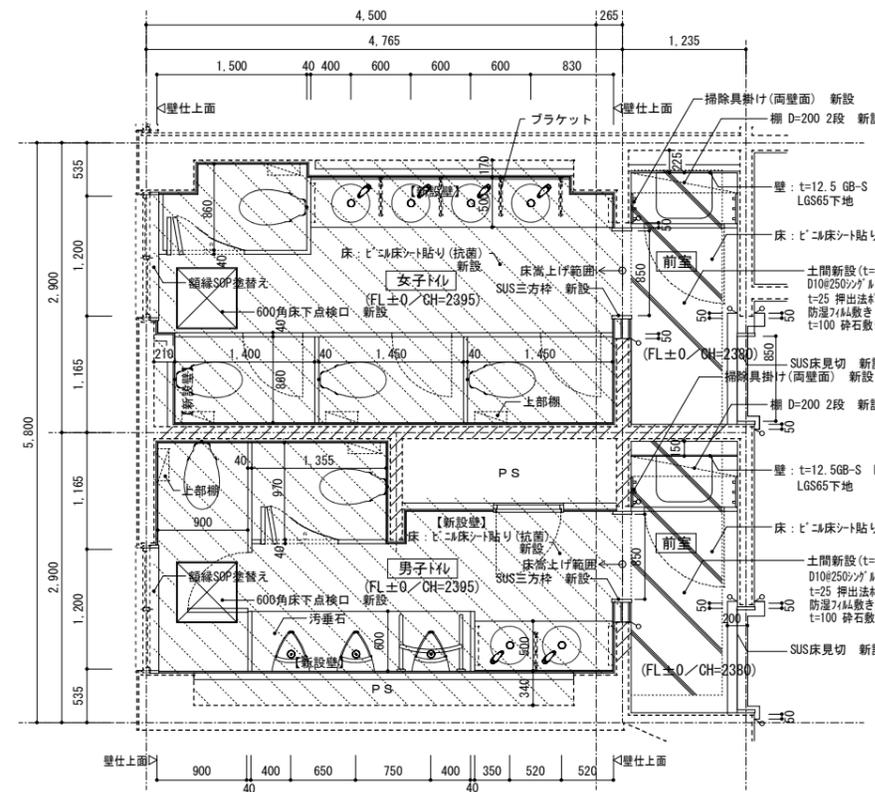
改修前 2～4階平面詳細図 S=1/50



改修後 2～4階平面詳細図 S=1/50



改修前 1階平面詳細図 S=1/50



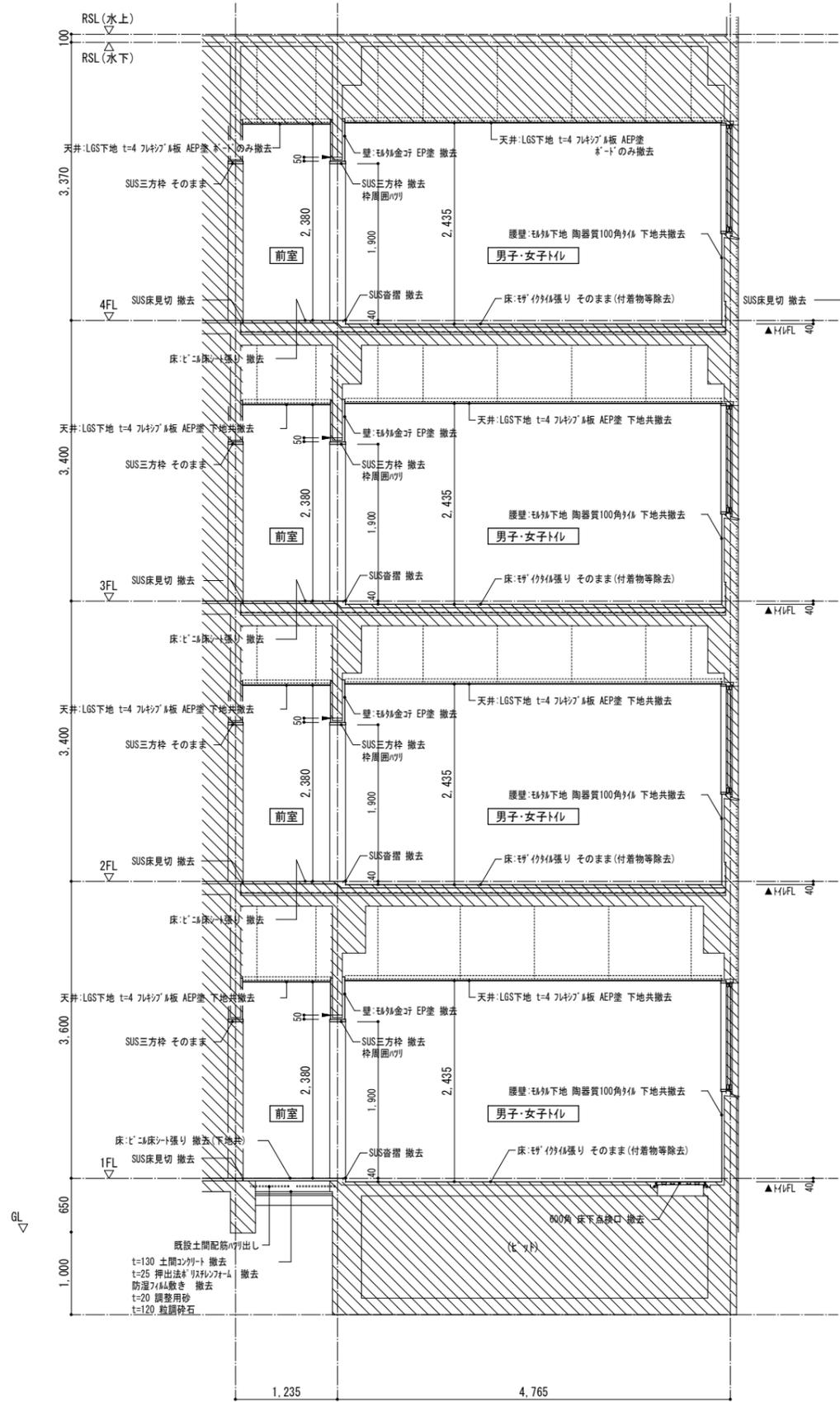
改修後 1階平面詳細図 S=1/50

**【現況 凡例・特記事項】**

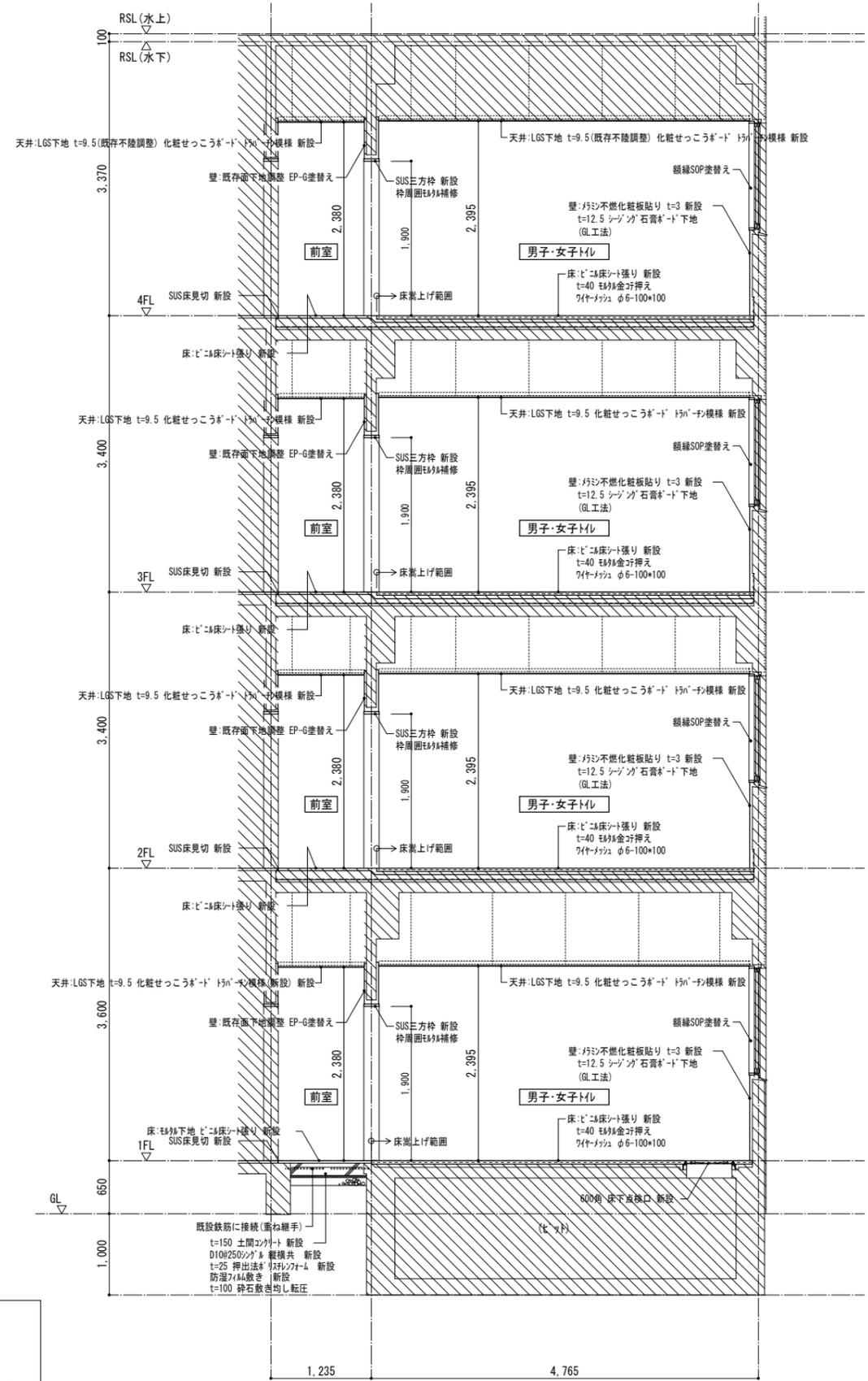
- 工事範囲外
- ▲ カッター入れ を示す。
- ※ 衛生器具類一式撤去(設備工事)

**【改修後 凡例・特記事項】**

- 工事範囲外
- ▨ 床嵩上げ範囲
- 【新設壁】 防火不燃化粧板貼り t=3
- LGS65 t=12.5 シージン'石膏'-ド' 下地
- ※ 洗面カッター等の取合い部分及び隅部は、シリングを施すこと。
- ※ 内部詳細寸法は、現地確認、施工図等により確認すること。



現況 断面詳細図-1 S=1/50

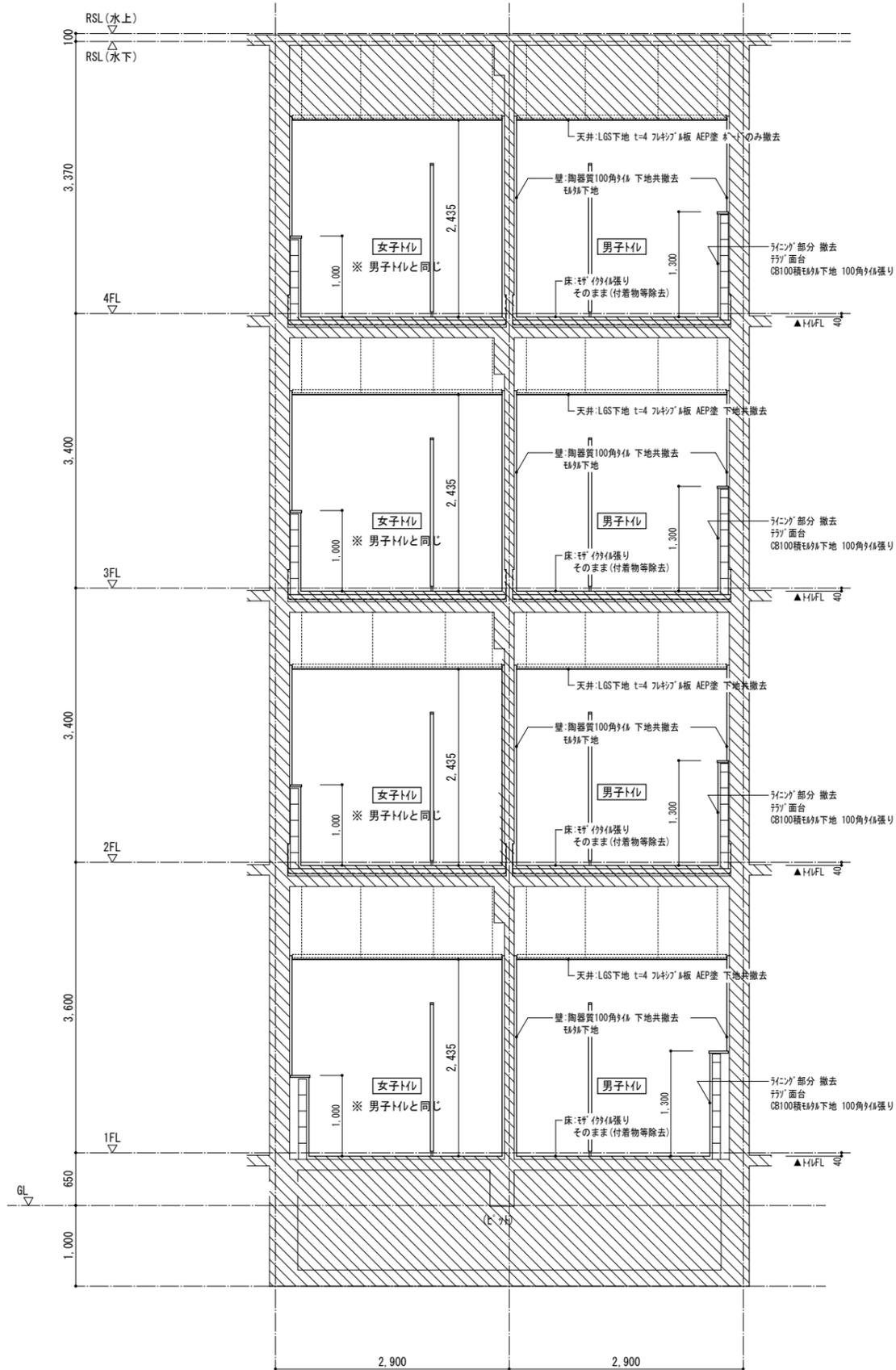


改修後 断面詳細図-1 S=1/50



【凡例・特記事項】

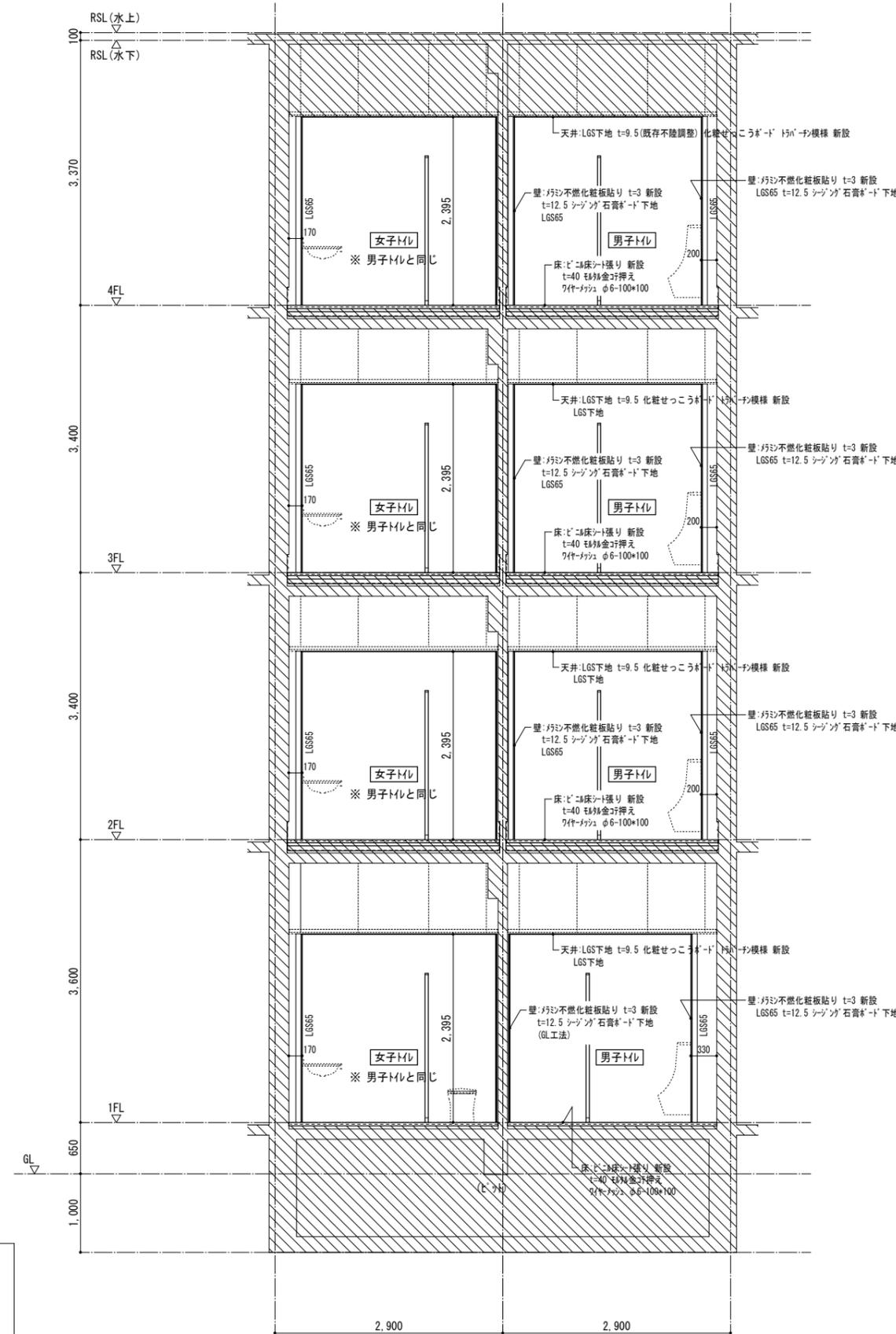
- 工事範囲外
  - カッパ入れを示す。
- ※ 土間撤去時の発生土砂(土間下碎石等)は、敷地内敷き均しとする。場所は、監督員と協議の上、決定すること。



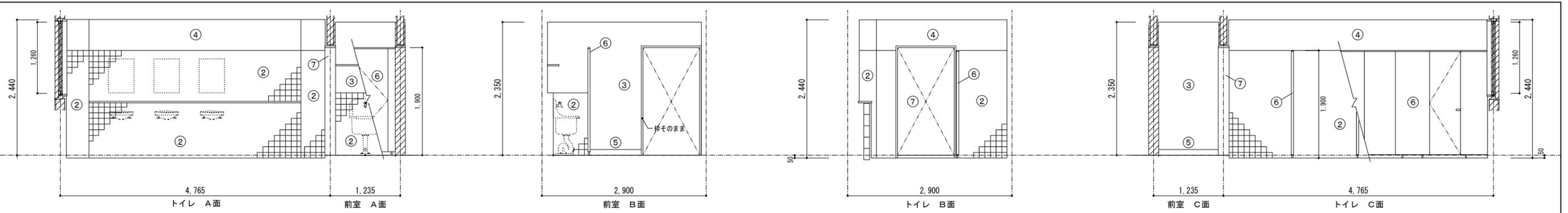
現況 断面詳細図-2 S=1/50

【凡例・特記事項】

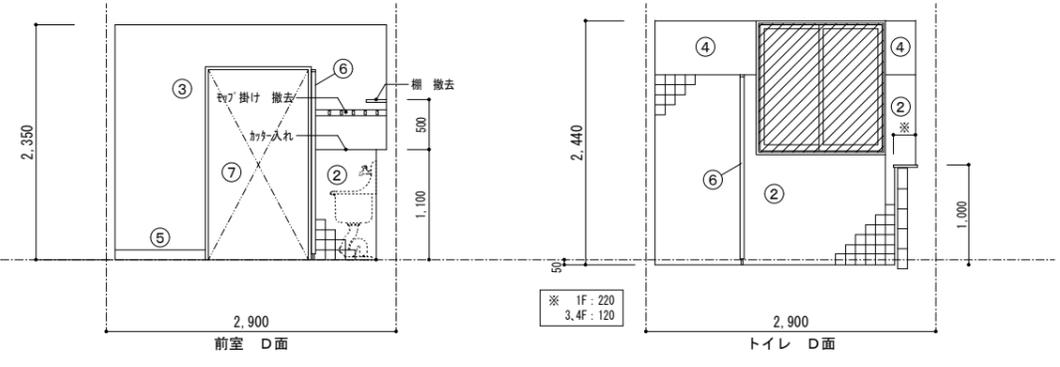
- 工事範囲外
- かつ入れを示す。



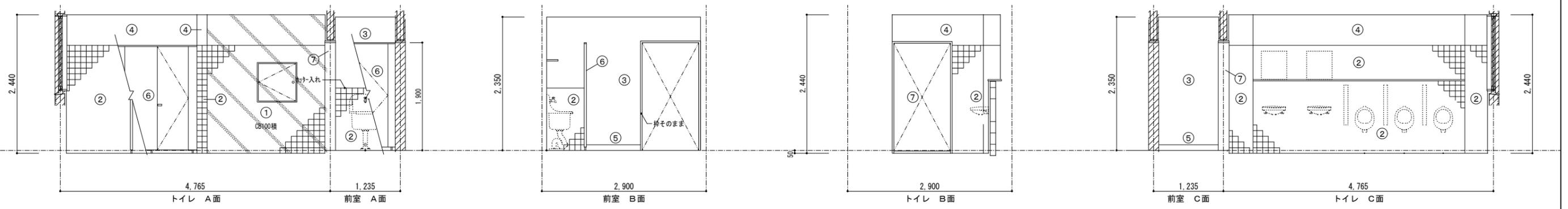
改修後 断面詳細図-2 S=1/50



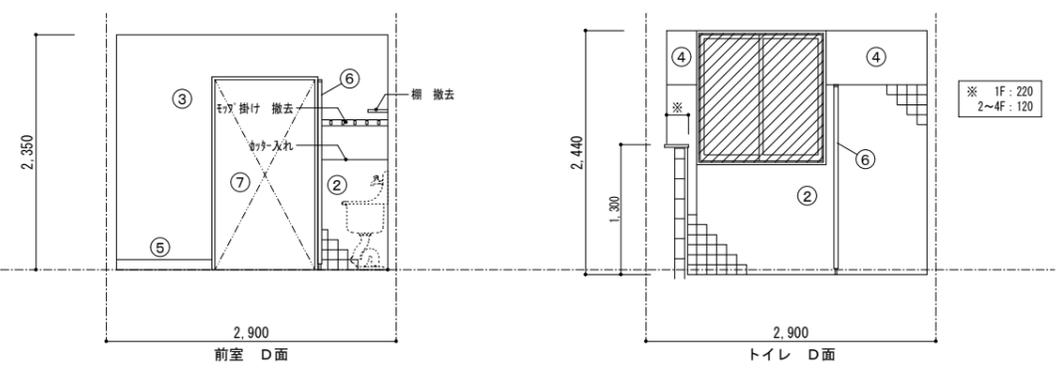
1～4階女子トイレ

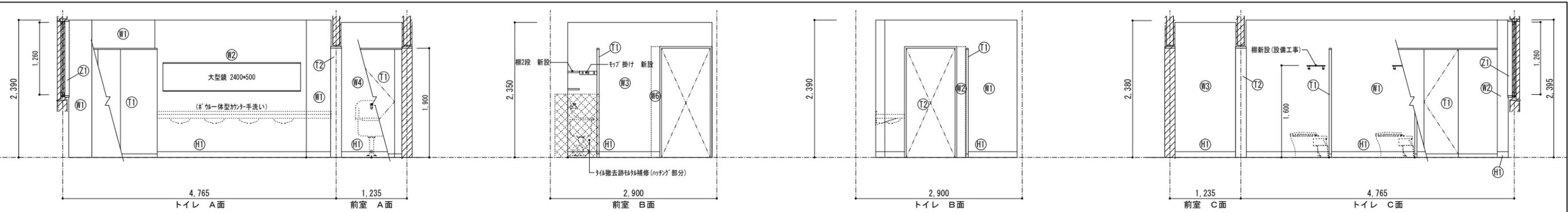


符号	仕上
①	CB壁撤去
②	壁タイル撤去(下地共)
③	既存塗膜除去
④	壁モルタル撤去
⑤	ソフト巾木撤去
⑥	トイレノブ撤去
⑦	SUS三方枠撤去

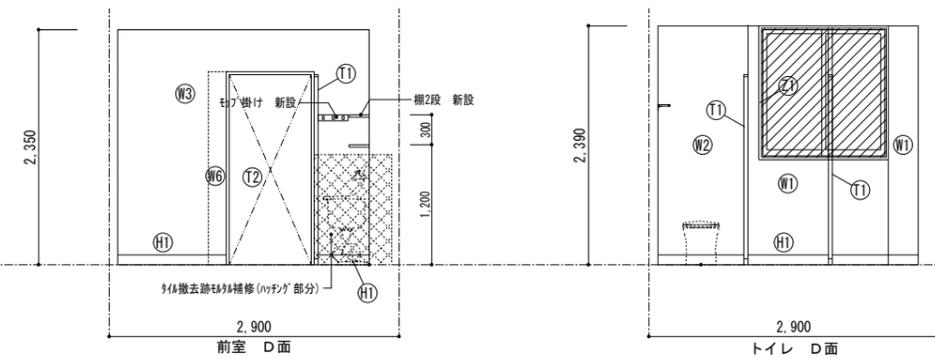


1～4階男子トイレ

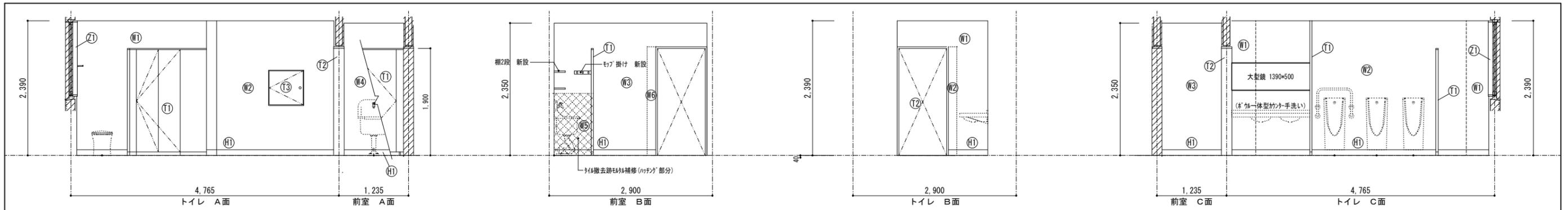




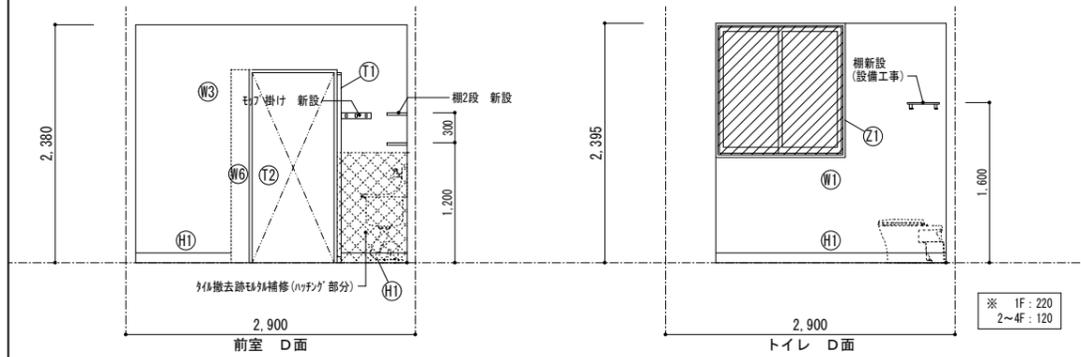
1～4階女子トイレ



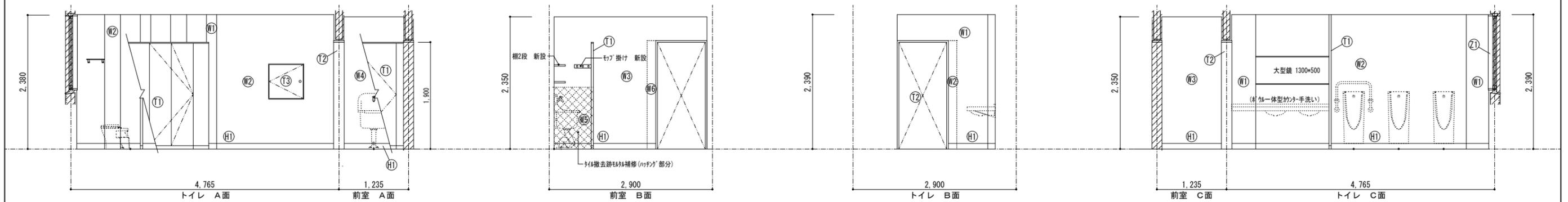
符号	仕上	符号	仕上
W1	珪藻土化粧板貼り t=3 t=12.5 シージング石膏ボード (GL工法) 下地 新設	H1	ソフト巾木 h=100 新設
W2	珪藻土化粧板貼り t=3 LGS65 t=12.5 シージング石膏ボード 下地 新設	T1	トイレノブ 新設
W3	既存面下地調整 EP-G塗替え (珪藻土下地)	T2	SUS三方枠 新設
W4	珪藻土化粧板貼り t=3 LGS65 t=12.5 シージング石膏ボード 下地 新設	T3	7mm製壁点検口 600×600 新設
W5	珪藻土金コブ EP-G塗 新設	Z1	額縁：既存面下地調整 SOP塗替え
W6	LGS65壁下地 t=12.5 シージング石膏ボード EP-G塗 新設		



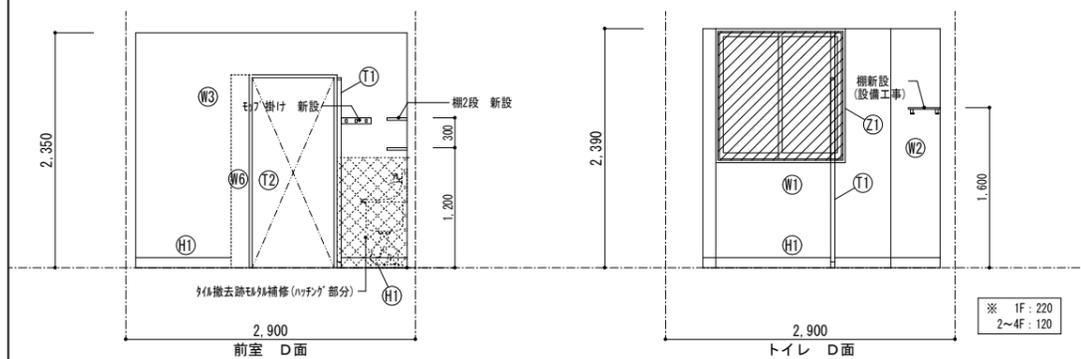
1階男子トイレ



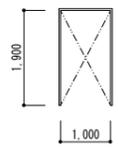
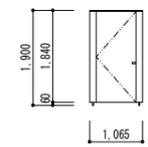
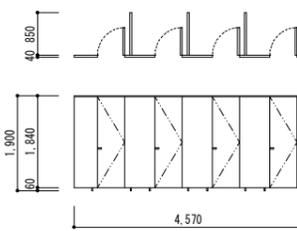
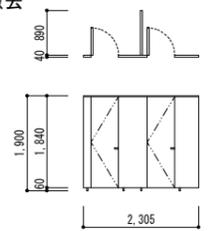
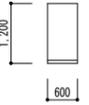
符号	仕上	符号	仕上
W1	珪藻土不燃化粧板貼り t=3 t=12.5 シーズン'グ'石膏'-ド' (GL工法) 下地 新設	H1	ツタ巾木 h=100 新設
W2	珪藻土不燃化粧板貼り t=3 LGS65 t=12.5 シーズン'グ'石膏'-ド' 下地 新設	T1	トイレ'-ス 新設
W3	既存面下地調整 EP-G塗替え (珪藻土下地)	T2	SUS三方枠 新設
W4	珪藻土不燃化粧板貼り t=3 LGS65 t=12.5 シーズン'グ'石膏'-ド' 下地 新設	T3	7&#125;製壁点検口 600×600 新設
W5	珪藻土金コブ EP-G塗 新設	Z1	額縁: 既存面下地調整 SOP塗替え
W6	LGS65壁下地 t=12.5 シーズン'グ'石膏'-ド' EP-G塗 新設		



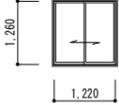
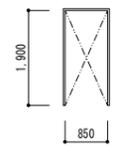
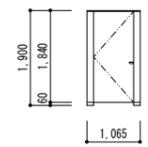
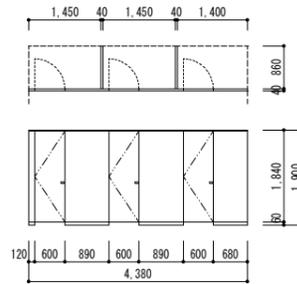
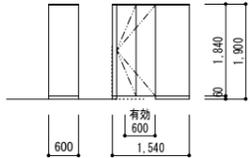
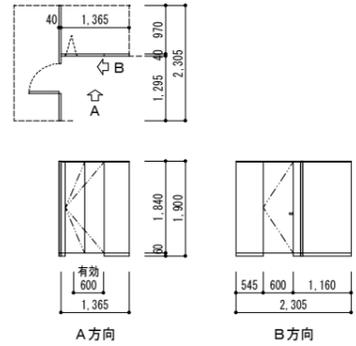
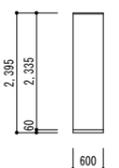
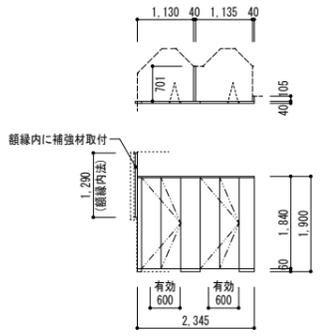
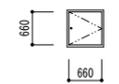
2~4階男子トイレ



現況 建具リスト

記号・数量	(SD 1) × 4	(SSF 1) × 8	(TB 1) × 8	(TB 2) × 4	(TB 3) × 4	(TB 4) × 4		
形状	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 		
場所	男子トイレ	男子・女子トイレ	前室	女子トイレ	男子トイレ	男子トイレ		
形式	片開き戸	三方枠	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース		
見込	80	180	40	40	40	40		
材質・仕上	スチール	ステンレス	珪藻土樹脂一体成形パネイクミット	珪藻土樹脂一体成形パネイクミット	珪藻土樹脂一体成形パネイクミット	珪藻土樹脂一体成形パネイクミット		
硝子	-	-	-	-	-	-		

改修 建具リスト

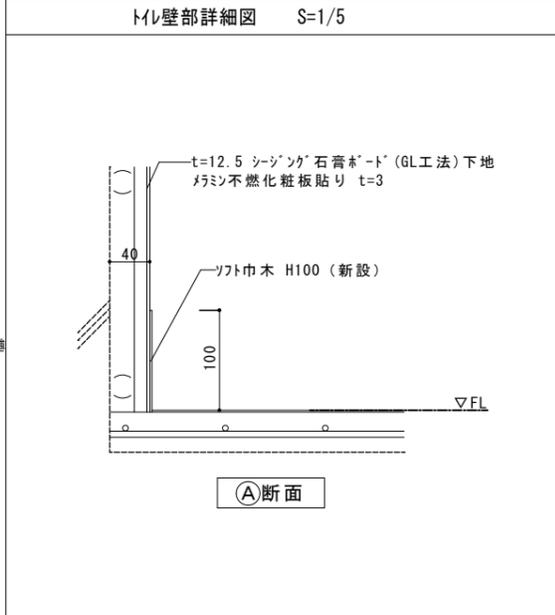
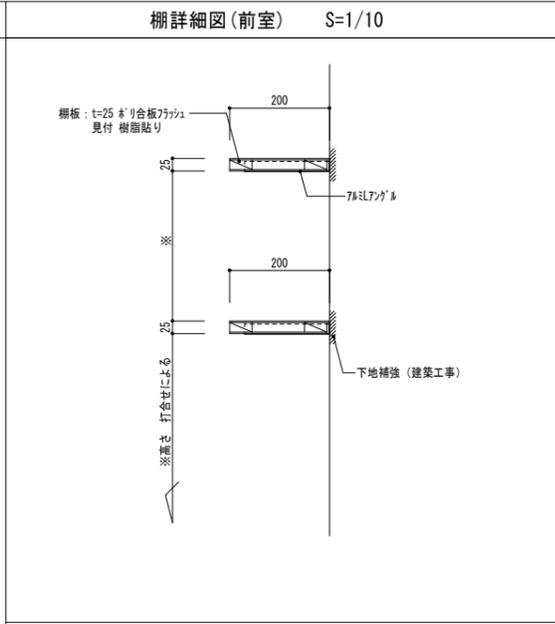
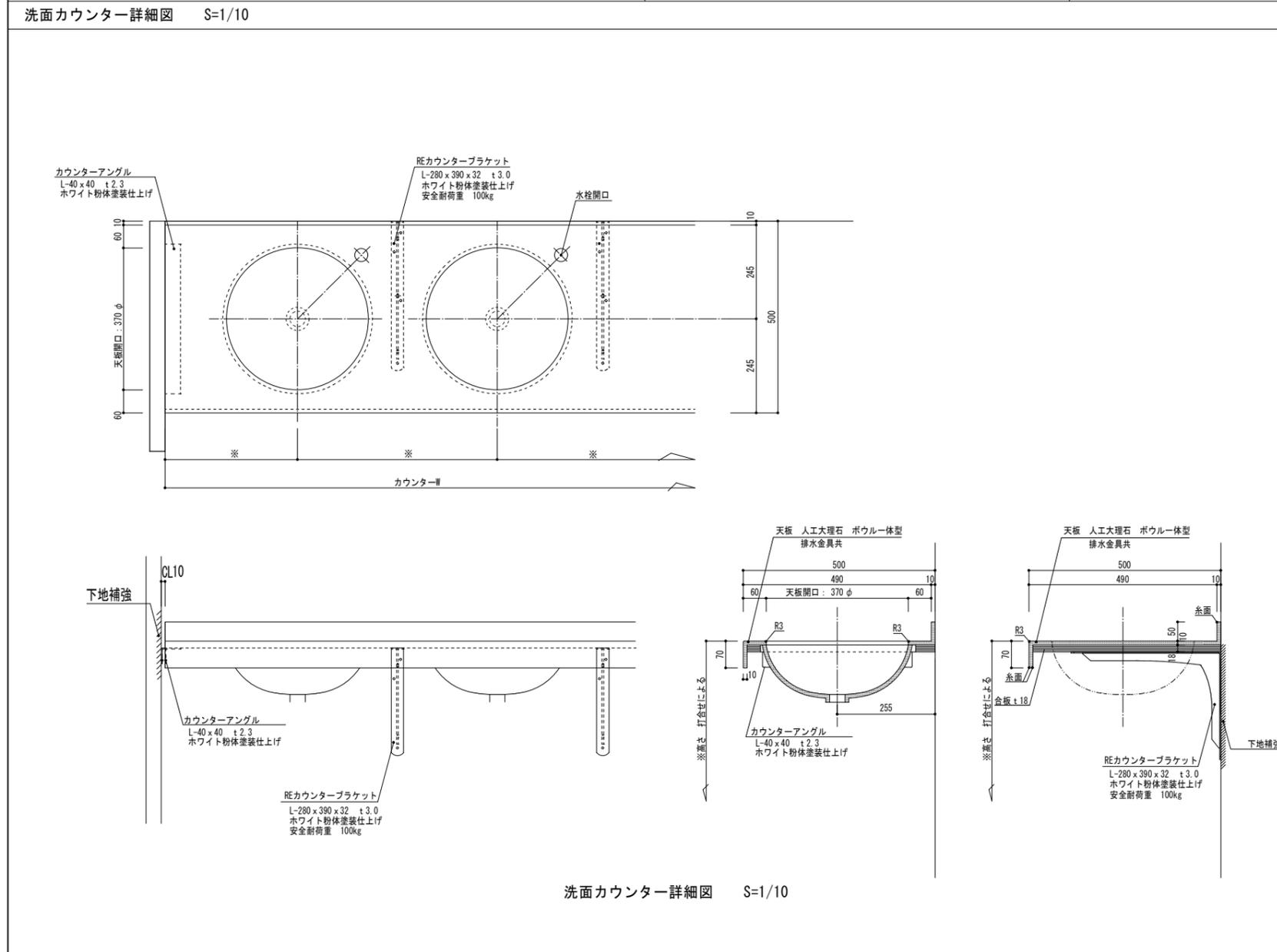
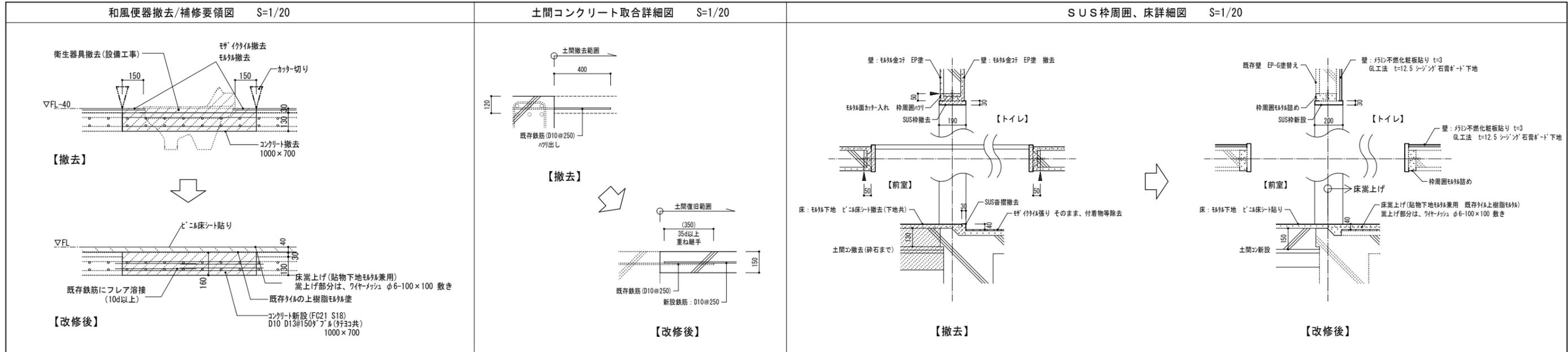
記号・数量	(改AW 1) × 8	(改SSF 1) × 8	(改TB 1) × 8	(改TB 2) × 4	(改TB 3) × 4	(改TB 4) × 1		
形状	木額縁 SOP 替え 	新設 	新設 	新設 	新設 	新設 		
場所	男子・女子トイレ	男子・女子トイレ	各階前室	1、2、3、4階女子トイレ	1、2、3、4階女子トイレ	1階男子トイレ		
形式	引違い窓	三方枠	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース		
見込	70	180	40	40	40	40		
材質・仕上	アルミ	ステンレス	芯材：A'-N'-C7、表面材：高圧珪藻土樹脂化粧板	芯材：A'-N'-C7、表面材：高圧珪藻土樹脂化粧板	芯材：A'-N'-C7、表面材：高圧珪藻土樹脂化粧板	芯材：A'-N'-C7、表面材：高圧珪藻土樹脂化粧板		
硝子	線入りF-4	-	-	-	-	-		
金物	-	-	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式		
備考								
記号・数量	(改TB 5) × 4	(改TB 6) × 3	(改SD 1) × 4					
形状	新設 	新設 	新設 					
場所	1、2、3、4階男子トイレ	2、3、4階男子トイレ	男子トイレ					
形式	トイレブース	トイレブース	片開き戸					
見込	40	40	80					
材質・仕上	芯材：A'-N'-C7、表面材：高圧珪藻土樹脂化粧板	芯材：A'-N'-C7、表面材：高圧珪藻土樹脂化粧板	スチール					
硝子	-	-	-					
金物	付属金物一式	付属金物一式	自閉戸					
備考								

徳島県土木整備部営繕課

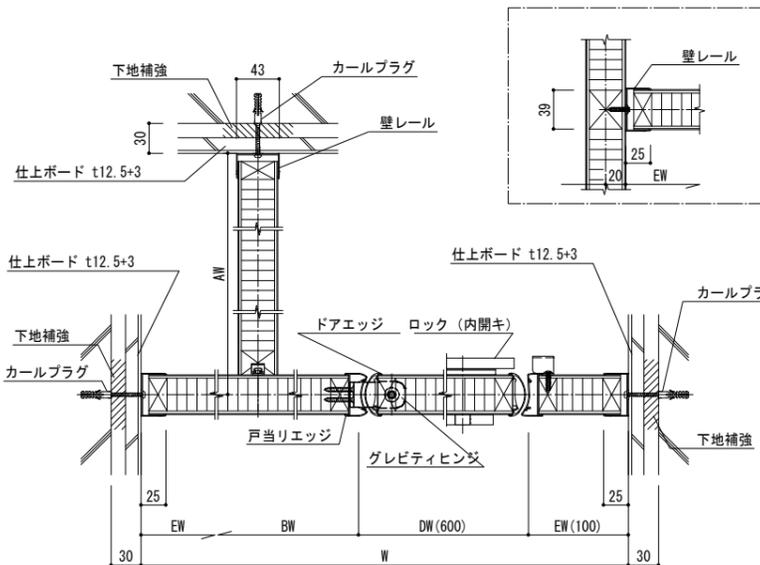
●工事名 R2 宮 城ノ内高等学校 徳・北田宮1  
北教室棟トイレ改修工事建築  
●図面名 建具表

●図面番号 A-10  
●縮尺 A2=1/100  
A3=71%

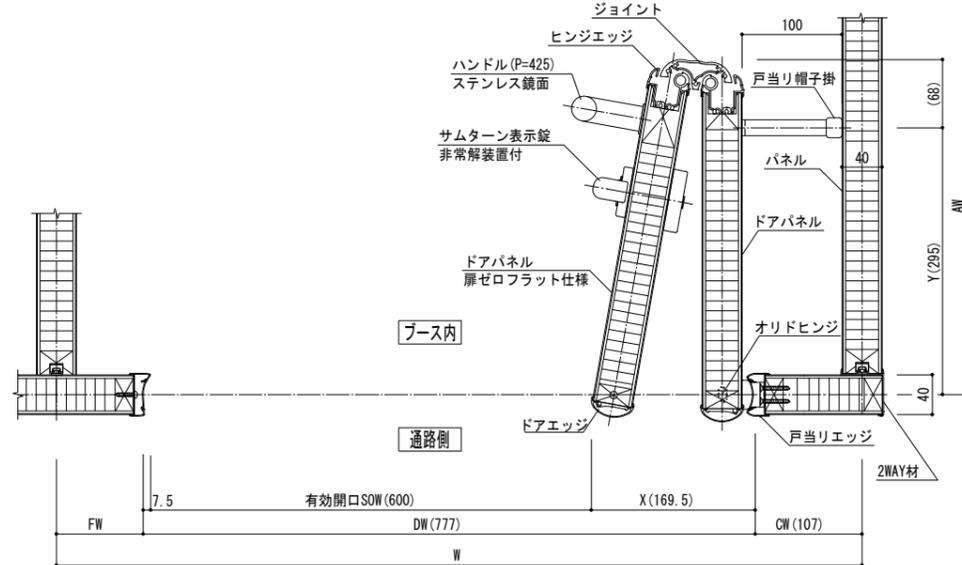
株式会社 宮建築設計  
MIYAYA 会社  
管理建築士 1級 00947号 宮本 博  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第 61057号  
徳島市福島一丁目 5番 6号 TEL.(088)625-5505(代)



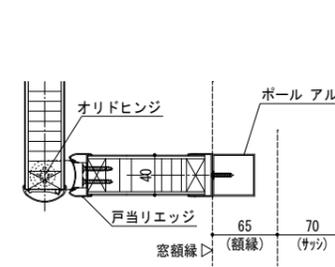
徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 宮城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟トイレ改修工事建築 ●図面名 部分詳細図	●図面番号 A-11 ●縮尺 A2=1/20, 1/10 A3=71%	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級00947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
-------------	---	--	---



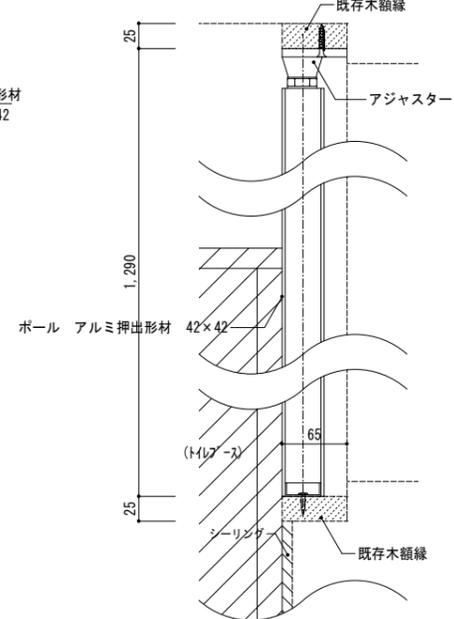
パネル横断面図



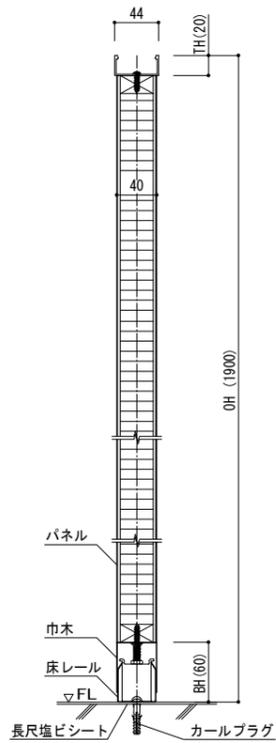
常時開仕様 折戸横断面図



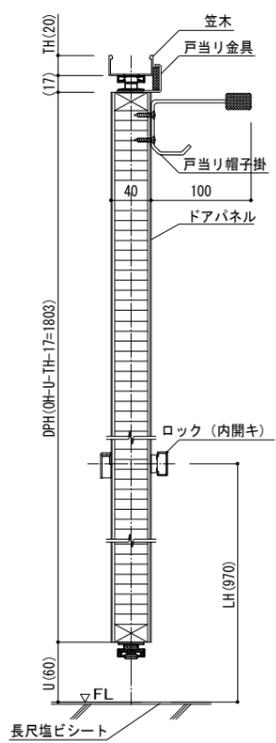
トイレブース端部補強横断面図



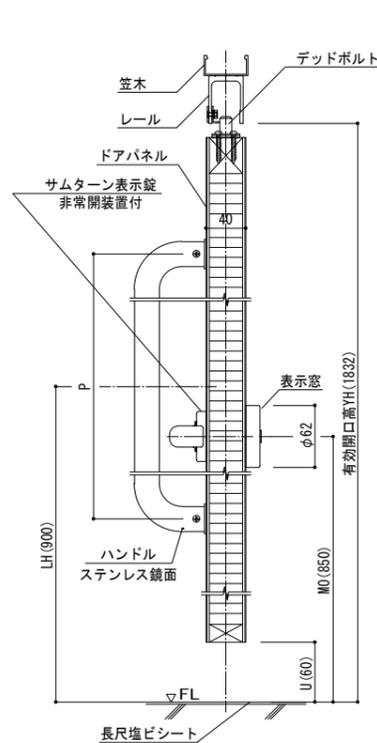
トイレブース端部補強縦断面図



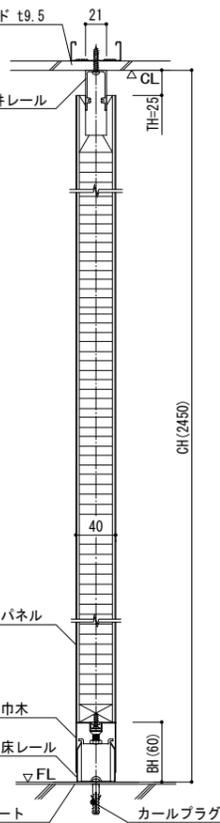
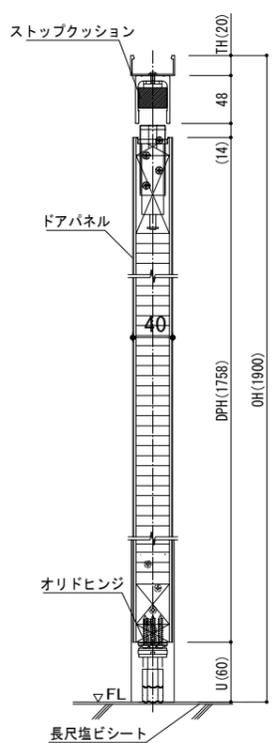
パネル縦断面図



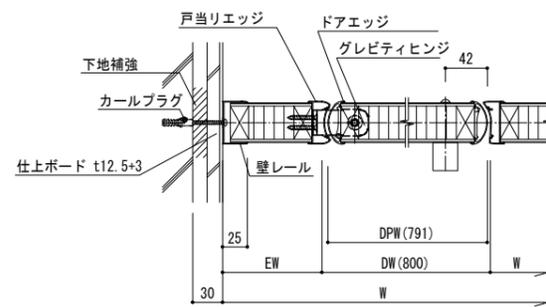
ドア縦断面図



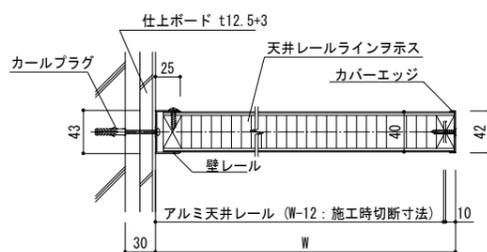
折戸縦断面図



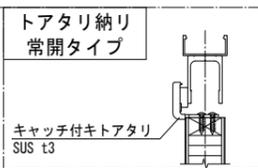
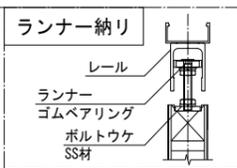
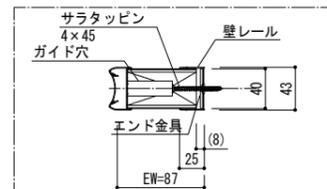
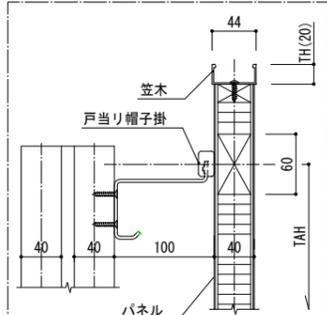
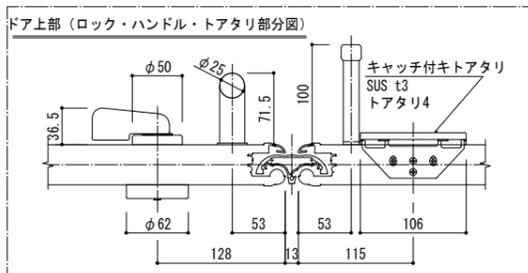
ヘダテ縦断面図



SK横断面図



ヘダテ横断面図



トイレブース仕様一覧表

パネル・ドア表面材	高圧メラミン樹脂化粧板 (BMDエンボス仕上げ)
裏打ち材	MDF (t2.5)
枠材	木製
芯材	ペーパーコア
エッジ (ビスレス)	アルミニウム押出型材 アルマイトクリア仕上げ
ジョイント	アルミニウム押出型材 アルマイトクリア仕上げ
2WAY材	アルミニウム押出型材
笠木・壁レール	アルマイトクリア仕上げ
グレビティヒンジ	ステンレス製
ロック	ステンレス製
巾木	SUS H/L仕上げ

折戸仕様一覧表

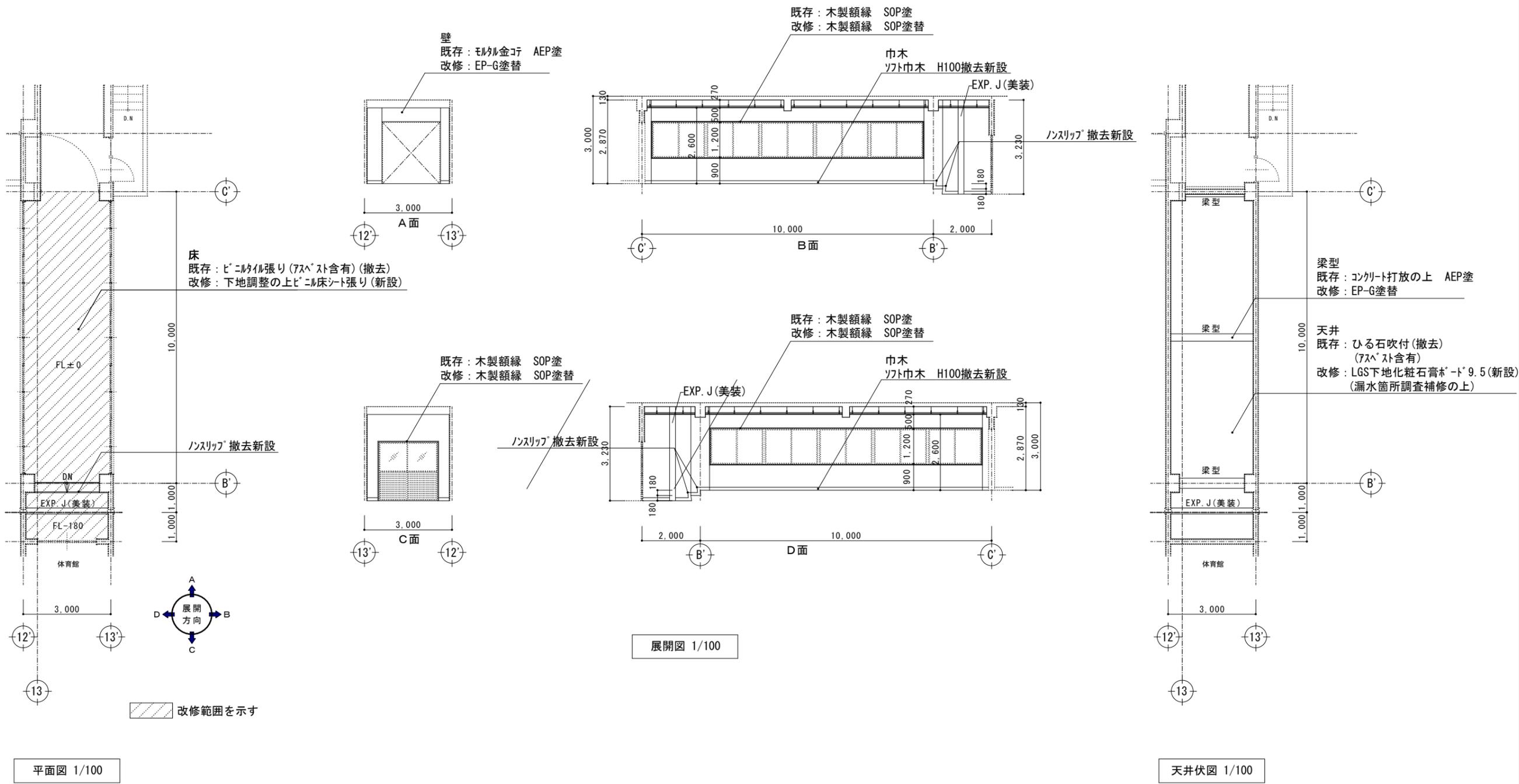
パネル・ドア表面材	高圧メラミン樹脂化粧板 (BMDエンボス仕上げ)
裏打ち材	MDF (t2.5)
枠材	木製
芯材	ペーパーコア
エッジ (ビスレス)	アルミニウム押出型材 アルマイトクリア仕上げ
ジョイント	アルミニウム押出型材 アルマイトクリア仕上げ
金物	ステンレス製: イージーモーション機構
ロック	専用ロック (非常開錠付): ワンハンドロック機構
ハンドル	ステンレス 鏡面仕上げ
巾木	ステンレス ヘアライン仕上げ
レール	アルミニウム押出型材 アルマイトクリア仕上げ
吊車	ベアリング内蔵ランナー

徳島県土木整備部管轄課

●工事名 R2 宮 城ノ内高等学校 徳・北田宮1  
北教室棟トイレ改修工事建築  
●図面名 トイレブース詳細図 (参考図)

●図面番号 A-12  
●縮尺 A2=1/5  
A3=71%

株式会社 宮建築設計  
MIYAYA 会社  
管理建築士 1級00947号 宮本 博  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟トイレ改修工事建築	●図面番号 A-13	●縮尺 A2=1/100 A3=71%	 株式会社 宮建築設計 MIYAMA 会社 管理建築士 1級 0947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第 61057号 徳島市福島一丁目 5番 6号 TEL.(088)625-5505(代)
	●図面名 体育館ブリッジ平面図 展開図 天井伏図			

## 電気工事仕様書

### I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電 灯 設 備	改修工事に伴う照明器具の取り替え工事及び配管配線工事
コ ン セ ン ト 設 備	改修工事に伴うコンセント設備工事及び配管配線工事
撤 去 工 事	改修工事に伴う撤去工事

### II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

### III. 特記仕様I(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)

使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)

梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にないしは修復する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
  - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
- (1) 本工事の建物分類は(「特定の施設」・一般の施設)であり、地域係数は(1.0)・0.9)とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器（ ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算

対象機材（ ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ ）
- 強度計算

対象機材（ ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ ）
- コンクリート工事

受変電盤基礎（ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

### IV. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)

なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、（ステンレス製 ・ **鋼板製**）とし、（メラミン焼付塗装 ・ **溶融亜鉛めっき製** ・ 塗装を行わない）とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <I>2.9.1、<2>2.1.12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E。接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
  - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ 変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤 ）
  - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
  - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

(○)一般居室、廊下等 ・ )

亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m<sup>2</sup>のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4)

なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm<sup>2</sup>以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

### V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた(マンホールふた)	

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R 2 営繕 城ノ内高等学校 徳 ・ 北田宮 1 北教室棟トイレ改修工事建築

●図面番号 E-01

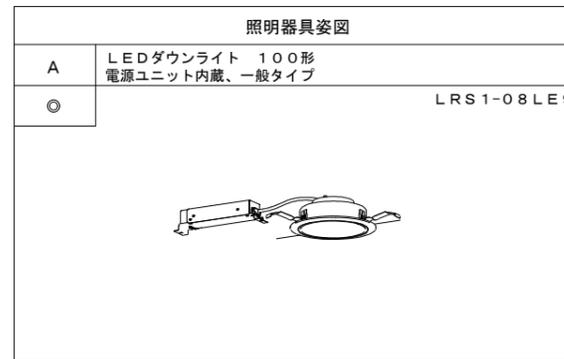
●図面名 電気工事特記仕様書

●縮尺 A2=NON A3=71.96

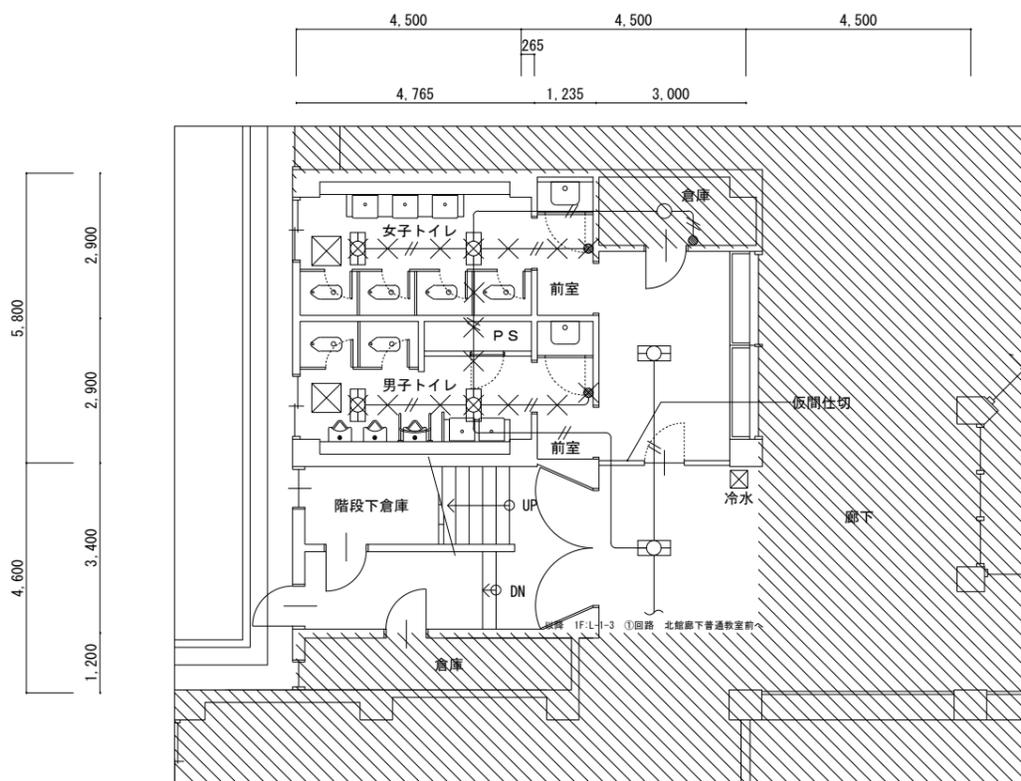


株式会社 宮 建築 設計  
MIYA 会社  
管理建築士 1級90947号 宮本 博  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

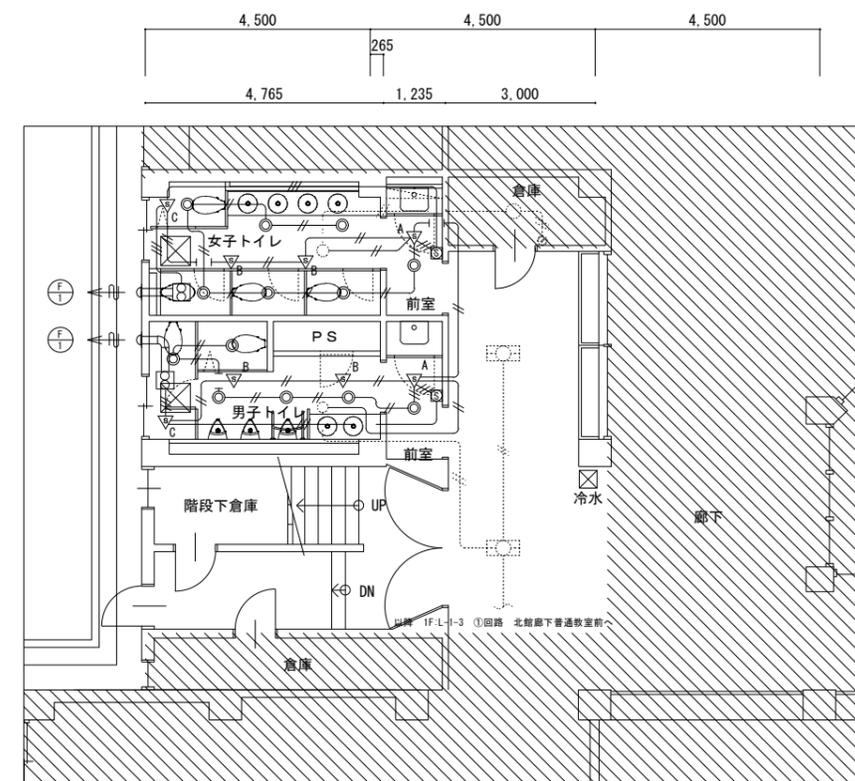
図示記号	器具名・仕様	1F	2F	3F	4F	計
☐	天井直付形 : FL20W×2 (ステンレス製)	4	4	4	4	16
●	埋込スイッチ : 1P15A×1	2	2	2	2	8



図示記号	器具名・仕様	1F	2F	3F	4F	計
▽A	熱線センサ付自動スイッチ (親器) AC100V-8A	2	2	2	2	8
▽B	熱線センサ付自動スイッチ (子器) DC12V	4	4	4	4	16
▽C	熱線センサ付自動スイッチ (子器) (換気扇接続端子付) 換気扇1A	2	2	2	2	8
Ⓢ	熱線センサ用操作ユニット (2回路用) MM-B型スイッチボックス共 露出部立上げ配線保護 (MM-B)	2	2	2	2	8
☒	アウトレットボックス 4角中浅	1	1	1	1	4



現況 1階平面図 S=1/100



改修後 1階平面図 S=1/100

【凡例・特記事項】

- 工事範囲外
  - 工事中養生範囲
- 仮間仕切 : LGS下地 B種  
CH=2550、片開戸 W800×H2000

図中特記なき配線は下記による。

	既設配線 IV1.6×2 撤去 既設配管 (E19) は残置
	既設配線配管 IV1.6×2 (E19) 既存そのまま

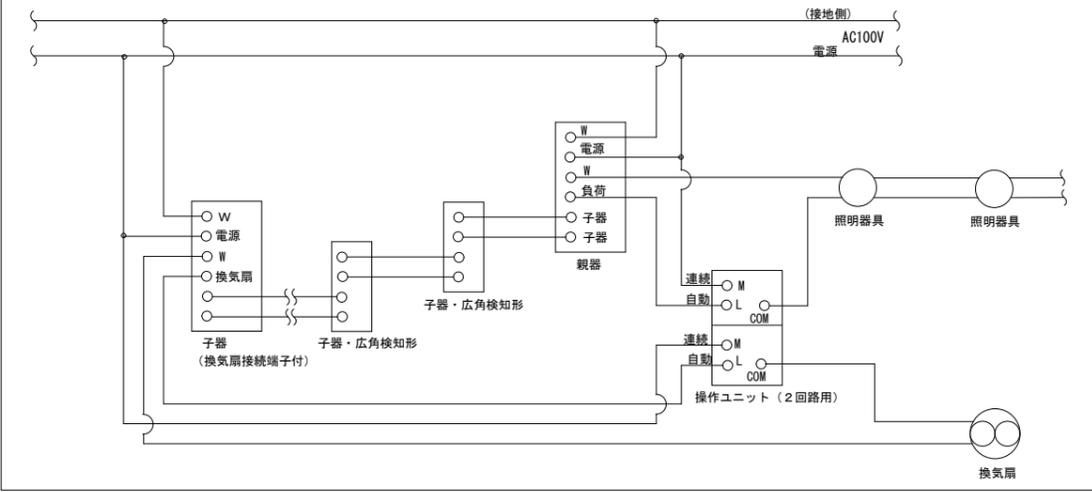
1. 図中特記なき配線は下記による。

	EM-EEF1.6-2C
	EM-EEF1.6-3C
	既設配線配管 IV1.6×2 (E19) 既存そのまま

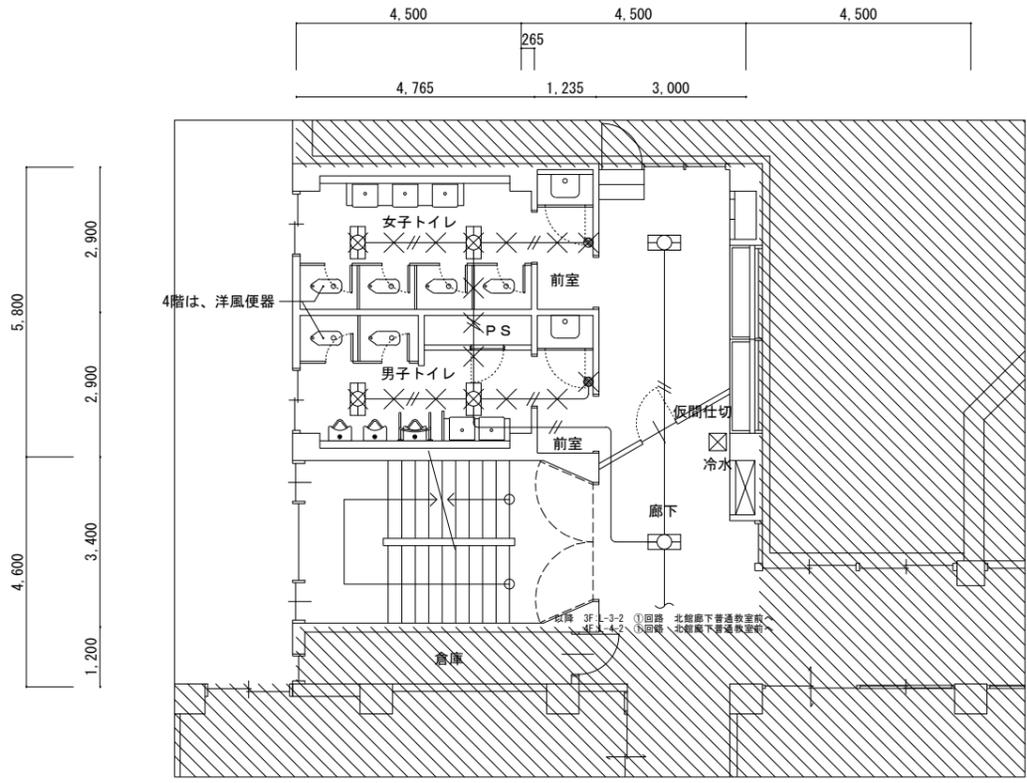
2. 二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。

3. 既存壁立下げ箇所はメタルモールA・B型にて保護。

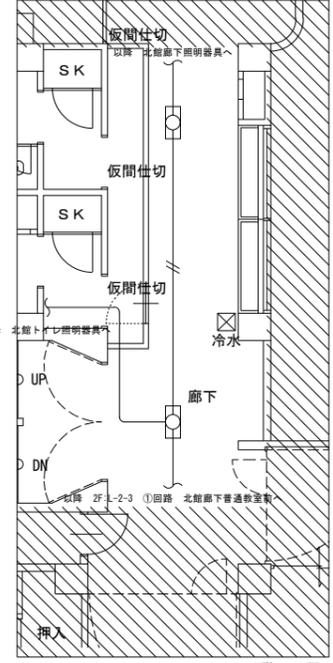
熱線センサー付自動スイッチ廻り結線参考図



換気扇 凡例								
記号	名称	形式 (参考型式)	台数	型番 (NO)	風量 m <sup>3</sup> /h	電源 φ-V	消費電力 W	備考
F-1	天井埋込形	ダクト用換気扇	8	150φ	400	1-100	49	深形フード・(ステンレス製・防虫網付: 150φ) パイプスリーブ: 150φ

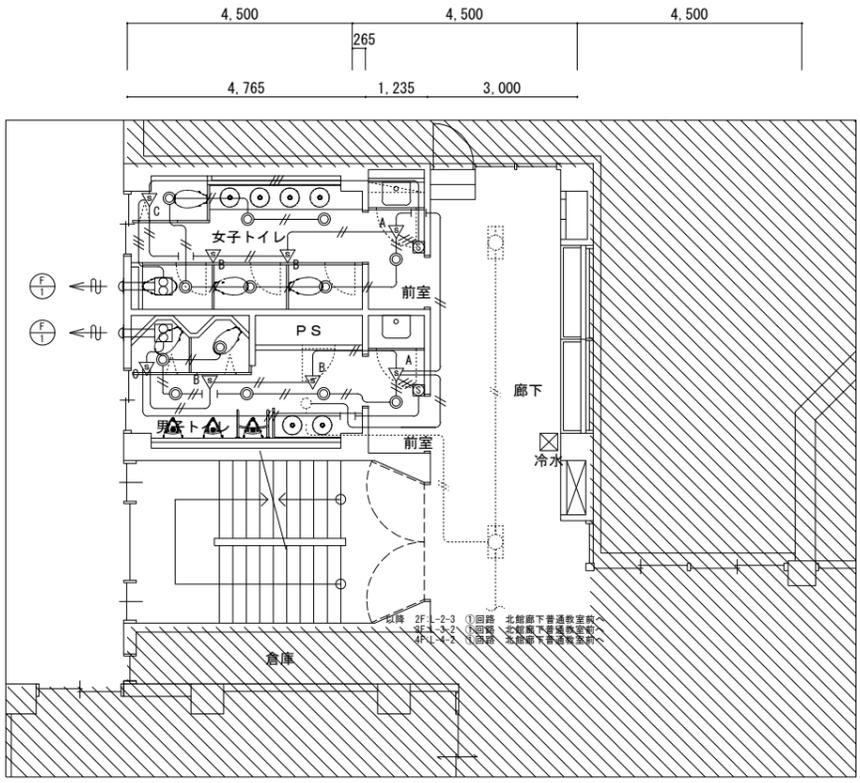


3.4階平面図



2階平面図

現況 2-4階平面図 S=1/100



改修後 2-4階平面図 S=1/100

**【凡例・特記事項】**

- 工事範囲外
- 工事中養生範囲

仮間仕切: LGS下地 B種  
CH=2550、開口部 W1000×H2000

徳島県土木整備部管轄課

●工事名 R2 宮城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟トイレ改修工事建築  
●図面名 2~4階平面図 電灯設備図 (改修前・改修後)

●図面番号 E-03  
●縮尺 A2=1/100 A3=71%

株式会社 宮建築設計  
MIYA 会社  
管理建築士 1級 00947号 宮本 博  
1級建築士事務所 徳島県知事登録第 61057号  
徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)